

環境問題の総括

2025年度4Q(2026年1月~3月)

「環境問題の総括」情報源

- 日経新聞電子版 <https://www.nikkei.com/>
 - NIKKEI GX <https://www.nikkei.com/prime/gx>
 - 環境省報道発表 <https://www.env.go.jp/press/>
 - 経済産業省報道発表 https://www.meti.go.jp/press/category_05.html
 - 資源エネルギー庁ニュースリリース https://www.enecho.meti.go.jp/notice/news_release/
 - 国土交通省報道発表 <https://www.mlit.go.jp/pressrelease.html>
 - 官報 <https://kanpou.npb.go.jp/>
 - 衆議院議案情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm
 - 環境ビジネスオンライン(無料会員) <https://www.kankyo-business.jp/>
 - 環境新聞オンライン(無料会員) <https://www.kankyo-news.co.jp/>
 - 週刊循環経済新聞 <https://www.fujisan.co.jp/product/1281680586/b/list/>
- <メールマガジン>
- IGESメールマガジン <https://www.iges.or.jp/jp/news/subscriptions>
 - WWF ジャパン <https://www.wwf.or.jp/magazine/>
 - EICネットニュース <https://www.eic.or.jp/members/mailmaga.html>
 - テクノファ環境法改正メールマガジン <https://www.technofer-eneews.jp/2021/12/13/post-8899/>
 - HTT実践推進ナビゲーター事業 運営事務局メールマガジン
 - EY Japan メールマガジン
 - LRQAメールマガジン
 - デロイト トーマツメールマガジン
 - 八千代エンジニアリングメールマガジン
 - Sustainable Japanメールマガジン
 - DOWAメールマガジン

2025年度4Q(1月~3月)

今後公表予定 | PIEMS-LabのWebでコメント | パワボ内でコメント | PIEMS-LabのWebにはコメントはありません。

	全般	気候変動	資源循環	自然共生	化学物質	公害対策
グローバル (海外)	<p>グローバルリスク報告書2026年版 WEF 20260114</p> <p>改訂ISO14001のFDIS公開 発行は4月 JQA20260121</p>	<p>GHGプロトコル「土地セクター・炭素除去基準」公表</p>	<p>国連「地球規模の水破産」報告書公表 国連 20260120</p>	<p>IPBES「ビジネスと生物多様性アセスメント報告書」の政策決定者向け要約 (SPM) 承認 環境新聞 20260219</p>		
日本国内	<p>SSBJ基準義務を正式導入 金融庁 20260220</p>					
法案提出・ 法令改正など	<p>「環境表示ガイドライン」改訂 環境省 20260401</p>	<p>「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (ver6.1)」公表 環境省 20260330</p> <p>特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の改正 環境省 20260121</p> <p>「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」の一部改正 環境省 20260212</p> <p>令和6年度の電気事業者ごとの排出係数の公表 環境省 20260109</p> <p>「気候変動の物理的リスク評価の手引き」公表 環境省 20260326</p> <p>「気候変動影響評価報告書 (第3次)」公表 環境省 20260216</p>	<p>改正『資源有効利用促進法』施行 (スライド)</p> <p>第五次循環型社会形成推進基本計画の点検 環境省 20260202</p> <p>循環経済行動計画を4月に策定 環境新聞 20260311</p> <p>「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」策定 環境新聞 20260324</p> <p>「リユース等の促進に関するロードマップ」策定 環境新聞 20260324</p>	<p>国土交通省「グリーンインフラ推進戦略2030」策定 国土交通省 20260123</p> <p>「生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価」、「生物多様性条約第7回国別報告書」 環境省 20260220</p>		<p>光化学オキシダント環境基準の見直し 官報 20260108 (スライド)</p>
企業						
印刷業界						

第221回国会で提出された環境関連法

国土交通省

・下水道法等の一部を改正する法律案

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000722.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE2362.htm

閣議決定：3月27日、第221回国会、議案番号：38、本会議議決日：審議中、公布：審議中 法律第号

概要：埼玉県八潮市で発生した老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故を受けて、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施および事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的に提案。

・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001129.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE2376.htm

閣議決定：3月27日、第221回国会、議案番号：39、本会議議決日：審議中、公布：審議中 法律第号

概要：建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るため、建築物のライフサイクルカーボン評価制度、先導的な省エネ技術を評価する大臣認定、上位住宅トップランナー制、建築物の環境性能の第三者認証・表示制度の措置を講じる。法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、基本理念の新設などを行う。

経済産業省・環境省

・太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260403002/20260403002.html>、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE25EE.htm

閣議決定：4月3日、第221回国会、議案番号：49、本会議議決日：審議中、公布：審議中 法律第号

概要：2030年代後半以降に廃棄される太陽光パネルが顕著に増加することが見込まれることから、リサイクルの処理体制を構築するために提案。国が基本方針を策定、一定規模以上廃棄する場合は30日前の届出の義務付け、再資源化事業に認定されると都道府県ごとの許可を不要とする制度を導入。

環境省

・南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

https://www.env.go.jp/press/press_03750.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE262A.htm

閣議決定：4月3日、第221回国会、議案番号：55、本会議議決日：審議中、公布：審議中 法律第号

概要 平成17年に採択された「環境保護に関する南極条約議定書」附属書VIでは、南極地域における活動により生ずる環境上の緊急事態に伴う責任を定め、この締結に向けて措置を行う。具体的には、南極海域のみで活動する観光船を含めて、申請書と緊急時計画の事前提出、南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の通報義務、環境上の緊急事態が発生した場合に主宰者に対応措置・費用負担の規定を整備する。

下水道法等の一部を改正する法律案

～強靱で持続可能な下水道の実現及び安全かつ円滑な道路交通の確保に向けて～

1. 背景

令和7年1月に埼玉県八潮市において、老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生しました。施設の老朽化や職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況です。加えて、下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理も必要です。

こうした状況を踏まえ、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることが必要です。

2. 法律案の概要

(1) 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

- [1] 施設の安全性を評価する診断の基準を法制化
- [2] 下水道管理者による維持管理状況（診断結果等）の公表を義務付け
- [3] 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性を考慮すべきことを原則化
- [4] 下水道管理者による施設の計画的な改築の実施及び収支見通しの作成・公表を努力義務化
- [5] 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置付け

(2) 道路地下空間の安全性確保

- [1] 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設
- [2] 占有許可制度を見直し、占有許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加するとともに、道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

(3) 下水道マネジメントを支える基盤の強化

- [1] 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- [2] 都道府県による複数の下水道管理者の連携の推進のための計画策定の制度を創設
- [3] 公共下水道を都道府県が管理できる制度や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- [4] 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- [5] 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化
- [6] 人口減少を踏まえた下水道区域の見直しに必要な規定の整備

埼玉県八潮市で発生した老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故を受けて、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施および事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的に提案。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案 ～ライフサイクルカーボンの評価による建築物の脱炭素化に向けて～

建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るための「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案」が本日(3月27日)閣議決定されました。

1.背景

我が国全体の温室効果ガス排出量の約4割を建築分野が占めること等を踏まえ、2050年カーボンニュートラルに向け、今般、建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体の脱炭素の取組を評価するための制度(ライフサイクルカーボン評価制度)を創設するとともに、省エネ基準の引き上げを見据え、進展する省エネ技術に対応するための措置を講じることとしました。

2.法律案の概要

(1) 建築物のライフサイクルカーボン評価制度

- 建築主、建築士、建設業者、建築材料等製造等事業者の責務を努力義務として位置づけ。
- 国が建築物のライフサイクルカーボン評価に係る指針を策定することを位置づけ。
- 建築物の建築(環境への負荷が少ないものを除く。)に当たっては、ライフサイクルカーボン評価の実施を建築主の努力義務とし、設計委託を受けた建築士は、これに必要な事項を建築主に説明するなど必要な協力を行うことを位置づけ。
- 特定用途の建築物の一定規模以上の建築に当たっては、着工の14日前までにライフサイクルカーボン評価の結果等を国土交通大臣に届け出ることを建築主に義務づける制度を創設。(※)具体的な用途及び規模は政令で規定
- 国の定めるルールに従って建築材料等の製造等に係る炭素排出量原単位を算定したときは、ルールに従ったものである旨を建築材料等に表示できることを位置づけ。

(2) 先導的な省エネ技術の評価する大臣認定

- 特殊な構造又は設備を用いた建築物について、国土交通大臣が誘導基準と同等の性能を有する旨を認定する制度を創設し、当該建築物を建築物エネルギー消費性能向上計画の認定対象とし、容積率特例等を受けることを可能とすることを措置。

(3) 上位住宅トップランナー制度

- 概ね市場の1/4を占める住宅供給事業者を上位住宅トップランナーとして指定し、当該事業者は、目標を含む中長期的な計画を策定し、その取組状況を毎年度国土交通大臣に報告しなければならないことを義務づけ。

(4) 建築物の環境性能の第三者認証・表示制度

- 建築主等は、建築物の環境性能(ライフサイクルカーボン又は省エネ性能)について、国土交通大臣の登録を受けた機関による第三者認証を受け、認証に係る標章を建築物や広告などに表示することができる制度を創設。

(5) その他

- 法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改めるほか、基本理念の新設その他の事項を措置。

建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るため、建築物のライフサイクルカーボン評価制度、先導的な省エネ技術の評価する大臣認定、上位住宅トップランナー制、建築物の環境性能の第三者認証・表

示制度の措置を講じる。法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、基本理念の新設などを行う。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

1. 法律案の背景・趣旨

我が国では、2030年代後半以降に太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万+程度に達すると予想されています。これらを全て埋立処分した場合には、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがあることから、リサイクルの推進を図る必要があります。しかしながら、(1)現時点では埋立費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、(2)全国的な処理体制が構築途上であることが課題となっています。本法律案は、こうした状況を踏まえ、社会全体のコストの抑制を図りつつ、リサイクルの処理体制を構築する観点から、最終処分量の減量及び資源の有効利用に向けた太陽光パネルのリサイクルの推進に関して、所要の措置を講ずるものです。

2. 法律案の概要

太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池(太陽電池であって、収益事業において使用されているもの又は使用されていたものをいう。以下同じ。)の廃棄をしようとする者(太陽光発電事業者等)に主務大臣が定める判断基準に基づきリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を主務大臣が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずることとします。

(1) 基本方針の策定

主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物(太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るため、目指すべき目標を定め、施策の方向性を提示する基本方針を定めるものとします。

(2) 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置

1) 事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項

主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者(事業用太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいう。以下同じ。)が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物(事業用太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、必要な指導及び助言をすることができることとします。

2) 多量事業用太陽電池廃棄実施計画

多量事業用太陽電池廃棄者(事業用太陽電池廃棄者であって、廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するものをいう。)は、当該事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、当該事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画(以下「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」という。)を主務大臣に届け出なければならぬこととし、届出をした者は、当該届出が受理された日から原則30日を経過した後でなければ、その届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならないこととします。

主務大臣は、届出のあった多量事業用太陽電池廃棄実施計画の内容が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から原則30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他の必要な措置をとるべきことの勧告及び命令をすることができることとします。

(3) 太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

太陽電池廃棄物再資源化等事業(再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集及び運搬並びに処分の事業をいう。)を行おうとする者は、当該太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとします。

(4) 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

太陽電池の製造・輸入業者及び販売業者に対して、環境配慮設計や含有物質の情報提供に係る措置を講じます。

(5) 制度の見直しに向けた検討規定(附則)

政府は、太陽電池の排出量の見込み、再資源化等に要する費用の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、太陽電池の幅広い廃棄に係る者に対する再資源化等の義務付け等の所要の措置を講ずることを規定します。

2030年代後半以降に廃棄される太陽光パネルが顕著に増加することが見込まれることから、リサイクルの処理体制を構築するために提案。国が基本方針を策定、一定規模以上廃棄する場合は30日前の届出の義務付け、再資源化事業に認定されると都道府県ごとの許可を不要とする制度を導入。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

法改正の背景

近年、南極における観光客数が増加しており、観光船等の船舶からの油流出事故等により、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがある「環境上の緊急事態」が発生する蓋然性が高まっています。平成17年に採択された環境保護に関する南極条約議定書附属書VIでは、南極地域における活動により生ずる環境上の緊急事態に伴う責任について定めており、同附属書の発効のためには、採択当時の全ての締約国（我が国を含む28箇国）の締結が必要です。附属書VIの発効に向け、我が国としてもその内容の国内担保を図り、附属書VIを早期に締結する必要があります。

本法律案は、このような背景を踏まえ、附属書VIの締結に向けた措置として、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態に対する当該南極地域活動の主宰者による対応措置の実施の義務付け等の規定を整備するものです。

法律案の概要

(1) 事前に環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の対象の見直し

事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動に、南極地域の海域において行われる科学的調査等を追加することとします。これにより、乗員による南極大陸への上陸の有無によらず、南極海域のみで活動する観光船や科学的調査船についても環境大臣による南極地域活動計画の事前確認の対象となります。

(2) 附属書VI締結に向けた担保措置

① 南極地域活動の実施前の事前準備等

南極地域活動を主宰しようとする者が南極地域活動計画の確認申請をする際の記載事項として、環境上の緊急事態の防止措置等に関する事項を追加するとともに、申請書と併せて緊急時計画を提出することを義務付けます。さらに、主宰者の責務として、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、附属書VIに規定する最高限度額までの額の負担を確実に行うための措置を講じなければならないこととします。

② 南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の措置

南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合において、当該南極地域活動の主宰者に対し、環境大臣に通報することを義務付けるとともに、緊急時計画に従って当該事件に対応するための措置をとること等を義務付けます。

③ 環境上の緊急事態が発生した場合の措置

環境大臣は、環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨等を公示することとし、当該環境上の緊急事態を発生させた主宰者に対し、公示された対応措置を迅速かつ効果的に実施することを義務付けることとします。さらに、当該主宰者が対応措置としてとるべき措置をとらず、我が国を含む締約国の政府が当該措置をとった場合等における、主宰者の費用負担にかかる規定を整備します。

施行期日

本法については、附属書VIが日本国について効力を生ずる日から起算して1月を経過した日から施行することとします。ただし、この法律の施行に関し必要となる経過措置に関する政令委任に係る規定は公布の日に、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動の追加に係る規定等は公布の日から20日後に施行することとします。

平成17年に採択された「環境保護に関する南極条約議定書」附属書VIでは、南極地域における活動により生ずる環境上の緊急事態に伴う責任を定めており、この締結に向けて措置を行う。具体的には、南極海域のみで活動する観光船を含めて、申請書と緊急時計画の事前提出、南極

地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の通報義務、環境上の緊急事態が発生した場合に主宰者に対応措置・費用負担の規定を整備する。

気候変動関連

政府公表

- ① 令和6年度の電気事業者ごとの基礎排出係数(非化石電源調整済)・調整後排出係数等の公表について([環境省報道発表2026年01月09日](#)) ppt作成
- ② 「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令」の公布について([環境省報道発表2026年01月21日](#))
 - ⇒ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第26条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法について、廃棄物の焼却に伴う廃熱の供給を受けた者の他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定において、当該廃熱の使用による排出量は計上不要とする。
- ③ 「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令」の公布について([環境省報道発表2026年02月12日](#))
 - ⇒ 「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」の第1条第5号「国内認証排出削減量」の定義に「自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組」が追加されました。さらに、第8号として「森林等炭素蓄積変化量」が追加されました。これに伴い、報告様式が変更されます。今年の4月1日に施行され、7月31日までの報告では「国内認証排出削減量」を含めることができます。
- ④ 第3次気候変動影響評価報告書の公表について([環境省報道発表2026年02月16日](#)) ppt作成
- ⑤ 「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第8号に規定する環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣が定める森林等炭素蓄積変化量」等の公布について([環境省報道発表2026年03月23日](#))
 - ⇒ 「温室効果ガス算定排出量」(温対法第26条第3項で規定)の算定方法における森林吸収等の扱いについて、具体的な算定方法について定めるため、「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第8号に規定する環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣が定める森林等炭素蓄積変化量(令和8年農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)」を制定。
- ⑥ 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(ver6.1)」の公表について([環境省報道発表2026年03月30日](#))
 - ⇒ ②、③および⑤の制定を受けて改正。
 - 廃棄物焼却の廃熱利用、排出係数0ゼロに SHK制度の算定方法見直し(20260401環境ビジネス)
- ⑦ 「地域金融機関における移行計画策定実践ガイダンス -2025年度版-」の公表について([環境省報道発表2026年03月31日](#))

情報サイトから

- ・ 統計データ(海外、国内)、予測データ(海外、国内)、脱炭素(他社支援)、米国、その他

第3次気候変動影響評価報告書 |

背景

- 気候変動適応法(平成30年法律第50号)では、環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、公表することとされています。
- 本報告書の作成に向け、令和6年5月に環境大臣から中央環境審議会に対し諮問が行われ、これを受けて中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会で審議され、令和8年1月に答申がなされました。当該答申を踏まえ、関係行政機関との協議を経て、第3次気候変動影響評価報告書を作成しましたので、公表いたします。

本報告書の概要

- 本報告書は、最新の科学的知見を踏まえ、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7つの対象分野を細分化した80の項目ごとに、重大性(影響の程度、可能性等)、緊急性(影響の発現時期や追加的な適応策への意思決定が必要な時期)、確信度(現在の状況や将来予測の確かさ)の3つの観点から気候変動の影響を評価しています。
- 本報告書の主なポイントとしては、
 - ① 最新かつ広範な科学的知見を反映したこと、
 - ② 影響の重大性の評価を従来の2段階から3段階に細分化したこと、
 - ③ 特に強い影響を受ける地域や対象を整理したこと、
 - ④ 適応策及びその効果に関する知見を整理したことです。
- また、現状から将来予測にわたって重大性・緊急性・確信度が高いなど、特に優先的に対応が必要な影響が明らかになりました。

環境省報道発表2026年02月16日 https://www.env.go.jp/press/press_02915.html

報道資料

- 第3次気候変動影響評価報告書を公表(20260216 EICネット)
- フロー図で自社リスクをチェック!「気候変動で企業が受ける影響」最新版(20260218環境ビジネス)
- 環境省が第3次評価報告書 気候変動影響 熱中症など優先的対応必要 政府、26年度内に適応計画改定へ(20260225環境新聞)

PIEMS-Lab解釈(Web未掲載)

環境省は2月16日、「**第3次気候変動影響評価報告書**」を公表しました。これは、『気候変動適応法』に基づく気候変動影響の総合的な評価で、概ね5年ごとに作成し、公表することとされ、これまで2018年と2020年に公表されています。

今回の評価報告書では、気候変動の影響を大きく受ける7分野(農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業活動、国民生活・都市生活)について、重大性(影響の程度、可能性等)、緊急性(影響の発現時期や追加的な適応策への意思決定が必要な時期)、確信度(現在の状況や将来予測の確かさ)の3つの観点から気候変動の影響を評価しています。

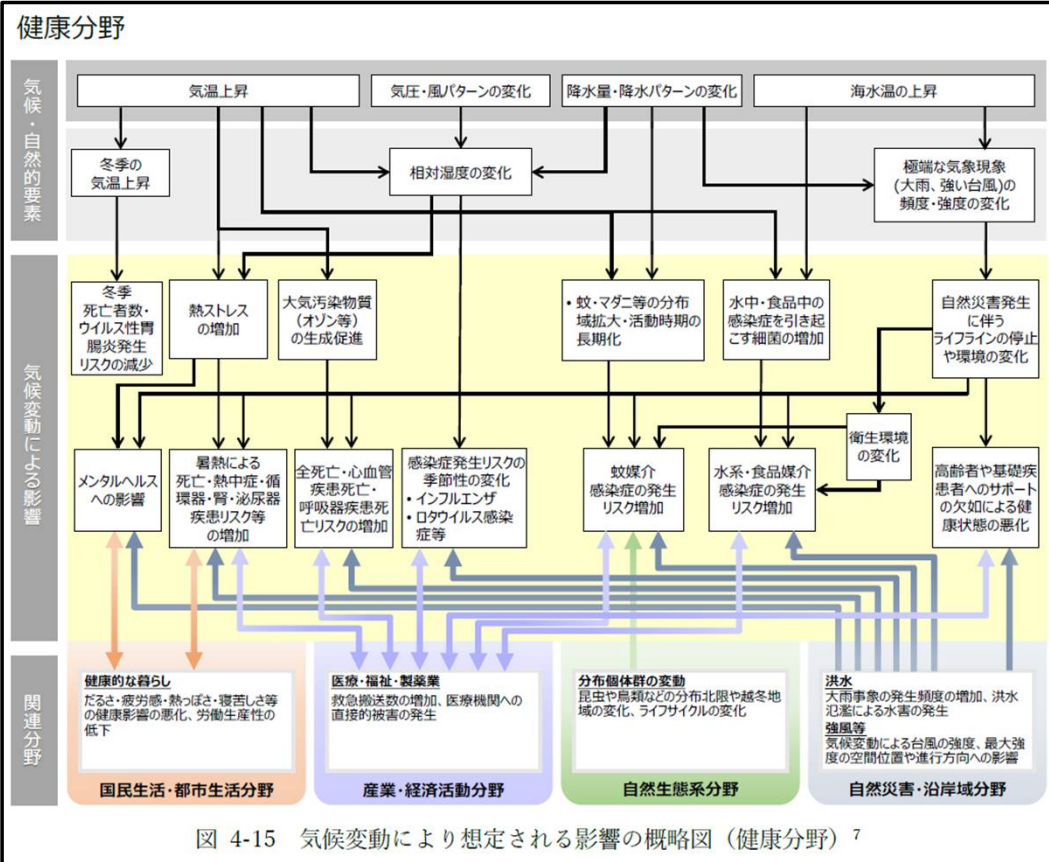
今回のポイントは、最新かつ広範囲な知見の反映、影響の重大性評価を2段階から3段階に細分化、特に強い影響を受ける地域や対象の整理などを環境省の報道発表で挙げています。今回も、温暖化による物理的变化から生じる各分野への影響をフロー図で示されています。

印刷産業の視点では、7分野のうち「健康」と「産業活動」に注目しました。

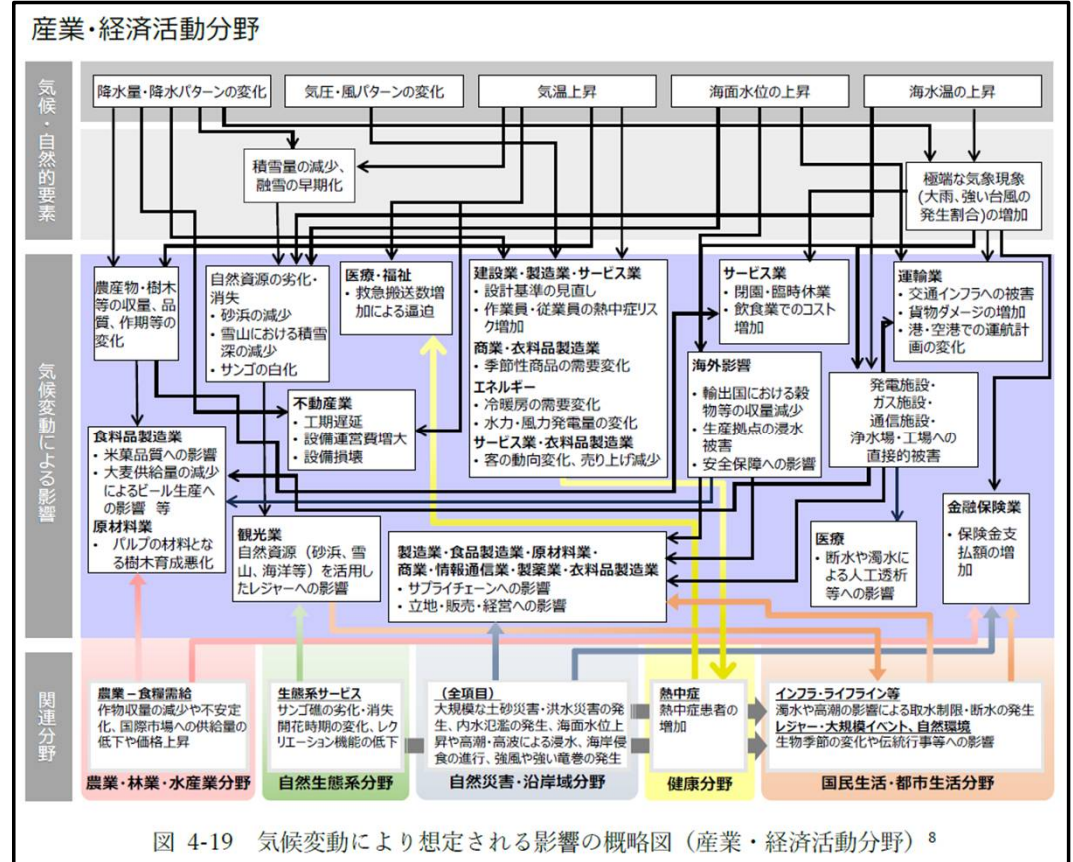
「健康」分野では、気温上昇は熱ストレスを増加させ、熱中症の発症や死亡リスク、循環器疾患、呼吸器疾患などのさまざまな疾患による死亡、入院、救急搬送などのリスクを増加させ、蚊やダニが媒介する感染症の流行地域や患者発生数に影響を及ぼす可能性があると指摘しています。また、温暖化は、大気汚染と気温の相互影響を増強させる可能性があり、高温がオゾンによる救急出動件数の増加に与える影響を強める事例や高濃度のオゾンやPM2.5が高温による死亡リスクを増加させる事例が見られていると指摘しています。

「産業活動」分野の製造業については、気象災害によるリスクとして、極端な気象現象による土砂災害や浸水被害の頻発により道路や鉄道などインフラの寸断に伴う生産停滞、従業員の通勤や出張への影響、自社工場の被災・操業停止、サプライチェーンの寸断などが想定されています。平均気温の変化による影響としては、温度制御のためのコスト増大、労働環境の悪化と生産性の低下、夏季期間の労働自粛による売上減少などが想定されています。

第3次気候変動影響評価報告書 2



- 気候変動による気温上昇は熱ストレスを増加させ、熱中症の発症リスクや死亡リスク、循環器疾患、呼吸器疾患等の様々な疾患による死亡、入院、救急搬送等のリスクを増加させる。
- 節足動物媒介感染症の流行地域や患者発生数に影響を及ぼす可能性がある。
- 高温による生成反応の促進その他のメカニズムにより、光化学オキシダント(Ox)を含む様々な汚染物質の濃度が変化している。温暖化は、大気汚染と気温の相互影響を増強させる可能性があり、高温がO₃による救急出動件数の増加に与える影響を強める事例、高濃度のO₃やPM2.5が高温による死亡リスクを増加させる事例が見られている(p102)。



- 極端な気象現象による土砂災害や浸水被害の頻発により、運輸業では道路や鉄道などインフラの寸断による物流の混乱が生じる。
- 海面水位の上昇は、沿岸部に立地する製造拠点や港湾インフラに浸水リスクをもたらす、多数の業種のサプライチェーンに影響を及ぼす。
- 製造業において、2020年～2024年の5年間に発生した熱中症による年間死傷者数は897名で、建設業に次いで多く発生している。
- 気象災害によるリスクとしては、風水害や大雪による工場被災や幹線道路閉鎖に伴う生産停滞、従業員の通勤や出張への影響、自社工場の操業停止、サプライチェーンの寸断、海面水位による工場浸水、設備故障、生産拠点移転の必要性が生じるなどが挙げられる。
- 平均気温の変化による影響としては、温度制御のためのコスト増大、労働環境の悪化と生産性の低下、夏季期間の労働自粛による売上減少などが想定されている。

第3次気候変動影響評価報告書 3

評価結果一覧 [健康、産業・経済活動(全般および製造業)抜粋]

大項目	小項目	第3次評価			
		重大性			緊急性
		現状(約1°C上昇)	1.5~2°C上昇時	3~4°C上昇時	
健康 ⇒p. 95					
暑熱	死亡リスク ⇒p. 97	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)
	熱中症 ⇒p. 98	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)
	疾病発生・悪化、死因別死亡リスク ⇒p. 99	レベル3 (***)	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (***)
感染症	水系・食品媒介性感染症 ⇒p. 100	レベル1 (**)	レベル1 (**)	レベル1 (**)	レベル1 (**)
	節足動物媒介感染症 ⇒p. 101	レベル2 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)	レベル3 (***)
	その他の感染症 ⇒p. 102	レベル1 (**)	レベル1 (*)	レベル1 (*)	レベル1 (*)
その他	温暖化と大気汚染の複合影響 ⇒p. 102	レベル2 (**)	レベル2 (**)	レベル2 (**)	レベル3 (**)
	メンタルヘルスへの影響 ⇒p. 103	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (**)
	自然災害に起因する健康影響 ⇒p. 103	レベル3 (***)	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (***)
	冬季の健康影響 ⇒p. 104	レベル1 (**)	レベル1 (**)	レベル1 (**)	レベル1 (**)
	その他の健康影響 ⇒p. 104	レベル2 (**)	レベル2 (**)	レベル2 (**)	レベル3 (**)
産業・経済活動 ⇒p. 105					
産業	全般 ⇒p. 107	レベル2 (***)	レベル3 (**)	レベル3 (**)	レベル3 (***)
	製造業 ⇒p. 108	レベル1 (***)	レベル2 (*)	レベル3 (*)	レベル2 (*)



第2次評価			
重大性		緊急性	確信度
2°C上昇	4°C上昇		
特に重大な影響		高	***
特に重大な影響		高	***
影響あり		中	**
特に重大な影響		高	**
影響あり		低	*
影響あり		中	**
影響あり		中	**
影響あり		低	*



令和6年度の電気事業者ごとの基礎排出係数 (非化石電源調整済)・調整後排出係数等の公表について

登録番号	電気事業者名	メニュー名	基礎排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	各事業者の 把握率(%)	把握できなかった理由
A0162	TOPPANホールディングス(株)	メニューA	0.000084	0.000084	59.24	係数が代替値の事業者からの受電のため
		メニューB	0.000172	0.000172		
		メニューC	0.00018	0.00018		
		メニューD(残差)	0.000504	0.000504		
		(参考値)事業者全体	0.000454	0.000454		
A0267	北海道電力(株)	メニューA～E	0	0	94.23	係数が代替値の事業者からの受電のため
		メニューF(残差)	0.000526	0.000526		
		(参考値)事業者全体	0.000518	0.000518		
A0268	東北電力(株)	メニューA～C	0	0	97.84	一部の発電事業者から排出係数を受領できなかったため代替値を活用した。また、一部の小売電気事業者の排出係数公表値が代替値であったため
		メニューD(残差)	0.000421	0.000421		
		(参考値)事業者全体	0.0004	0.0004		
A0269	東京電力エナジーパートナー(株)	メニューA～L	0	0	100	
		メニューM(残差)	0.000452	0.000452		
		(参考値)事業者全体	0.000421	0.000421		
A0270	中部電力ミライズ(株)	メニューA	0	0	99.74	係数が代替値の事業者からの受電のため
		メニューB(残差)	0.000411	0.000411		
		(参考値)事業者全体	0.000376	0.000376		
A0271	北陸電力(株)	メニューA	0	0	99.97	係数が代替値の事業者からの受電のため
		メニューB(残差)	0.000455	0.000455		
		(参考値)事業者全体	0.000431	0.000431		
A0272	関西電力(株)	メニューA～I	0	0	98.65	係数が代替値の事業者からの受電のため
		メニューJ(残差)	0.000415	0.000415		
		(参考値)事業者全体	0.000396	0.000396		
A0273	中国電力(株)	メニューA～F	0	0	97.39	係数が代替値の事業者からの受電のため
		メニューG	0.000387	0.000387		
		メニューH(残差)	0.000484	0.000484		
		(参考値)事業者全体	0.000472	0.000472		
A0274	四国電力(株)	メニューA	0	0	100	
		メニューB	0	0		
		メニューC(残差)	0.000457	0.000457		
		(参考値)事業者全体	0.000448	0.000448		
A0275	九州電力(株)	メニューA	0	0	99.74	係数が代替値の事業者からの受電のため
		メニューB(残差)	0.000472	0.000472		
		(参考値)事業者全体	0.000449	0.000449		
A0276	沖縄電力(株)	メニューA	0	0	100	
		メニューB(残差)	0.000685	0.000685		
		(参考値)事業者全体	0.000677	0.000677		

情報サイトから (気候変動I)

統計データ

海外

- 米国の温暖化ガス排出量、3年ぶり増加 暖房とデータセンターが影響 (20260114日経)
- 「コペルニクス気候変動サービス、昨年、史上3番目に暑く 3年平均、抑制目標超す (20260115日経)
- イギリス気象庁、2025年は英国史上最も高温かつ日照時間の長い年と速報 (20260121EICネット)
- WMO調査 世界の気温1.44℃上昇 寒冷化打ち消す温室ガス排出 (20260121環境新聞)
- 世界気象機関、2025年は史上3位以内の高温、海洋熱蓄積も記録を更新と発表 (20260202 EICネット)
- ドイツ研究所、2015年から温暖化加速、10年間で0.35度上昇 (20260311日経)
- ドイツ研究所、2015年から温暖化加速 0.35度上昇、倍のペースに 1880年以降でもっとも速く (20260331日経)
- WMO報告書、23~25年「史上最も暑い3年に」 (20260323日経)

気象庁、国内

- 都、温暖化ガス排出量31%減 事業所の取引制度で (20250318日経)

予測データ

- 富山大が解明、南極氷床の融解で海面3メートル上昇 2~4℃昇温の鮮新世温暖期 (20260106環境新聞)
- イギリス気象庁、1.5℃目標は達成困難とする2026年の大気中CO₂濃度予報を発表 (20260224 EICネット)
- 国際エネルギー機関、世界の電力需要は2030年まで堅調に増加と予測 (20260225 EICネット)

米国

- 米国のIPCC脱退、世界の温暖化分析・予測研究の停滞に懸念 (20260122日経)
- 米、パリ協定再離脱 温暖化対策、また難路 (20260128日経)
- トランプ氏「温暖化ガスは有害」を撤回 脱炭素政策の科学的根拠否定 20260213日経)
- 米の温暖化対策「解体」 トランプ氏、科学的根拠否定 車排ガス規制緩和へ 政策揺り戻し、企業に投資リスク (20260214日経)
- 温暖化ガスの危険認定撤回、米環境保護局を提訴 24州など「決定は違法」 (20260329日経)

情報サイトから (気候変動2)

脱炭素(カーボンニュートラル) 他社削減支援

- アスエネ、メールで届いた請求書からCO₂排出を算定 AIが自動でデータ化(20220316環境ビジネス)
- 開示支援のシェルパ・アンド・カンパニー、CO₂排出算定の新サービス(20220325日経)
- DOWA、廃棄物処理、顧客ごとのスコープ3算出 CFP報告サービス開始(20260330環境ビジネス)

脱炭素(カーボンニュートラル) 達成

- TGES、新宿エルタワーの熱を全量CN化 SHK制度で排出ゼロ扱いに(20260330環境ビジネス)

法改正

- 大規模ビル設計者、CO₂排出に説明義務 28年度にも、脱炭素促す(20260121日経)

その他

- テルモ、スコープ3、調達先の売上高原単位から算出(20260212 NKKEI GX)
- 世界経済フォーラム、クリーン燃料への投資を4倍にする必要があると報告(20260203 EICネット)
- 家電の温暖化ガス「削減貢献量」、パナや日立主導で悲願の国際標準化(20260224日経)
- キヤノン、樹脂材料で実データ算定 SuMPO EPD活用でスコープ3精緻化(20260224環境ビジネス)
- 資源エネ庁、省エネ補助金申請に役立つ手引き公開 AIの活用しどころも解説((20260305環境ビジネス)
- 中小企業基盤整備機構、カーボンニュートラル診断ツール「キヅコ(KiduCO₂)」をリリース(20260313環境・エネルギーinfo) ppt作成
- EU理事会、温室効果ガス排出を90%削減する2040年目標を採択(20260324EICネット)

資源循環

政府公表

- プラスチック資源循環促進法における設計認定制度について初めての認定を行いました ppt作成
- 「～自治体・事業者向け～使用済衣類の回収に関するグッドプラクティス集」の策定について(環境省報道発表2026年3月17日)
 - ⇒ 環境省では、家庭から廃棄される衣類の削減目標の達成に向け、「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」を令和8年3月末に公表予定です。本アクションプランでは、使用済衣類について「全国どこでも分けて出せる」社会の実現を目指して施策を講じていくことを盛り込む予定であり、その一環として、今般、自治体・事業者向けの参考事例をまとめた「使用済衣類の回収グッドプラクティス集」を策定しました。
- 「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」の策定について(環境省報道発表2026年03月24日)
 - ⇒ 第5次循環型社会形成推進基本計画(2024年8月閣議決定)および「繊維製品における資源循環ロードマップ」(2024年6月策定)において掲げられた「2030年度時点において、家庭から手放される衣料品のうち、廃棄されるものを2020年度比で25%削減する。」政府目標の達成に向け、家庭から廃棄される衣類の削減目標の達成に向けた具体的な取組を「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」として取りまとめ
 - ー 家庭からの廃棄衣類25%削減へ 環境省がアクションプラン策定(20260401環境新聞)
- リユース等の促進に関するロードマップの策定について(環境省報道発表2026年03月24日)
 - ⇒ 策定の背景は、循環経済関連ビジネスの市場規模の拡大、「循環経済への移行加速化パッケージ」(令和6年12月関係閣僚会議決定)で設定した目標の達成、生活者のライフスタイル変革。取組指標として「リユース市場規模」「リユース業者等と協働取組を行う自治体数」「生活者におけるリユースの実施率」を設定
 - ー リユース等促進に向けたロードマップを公表 環境省(20260401環境新聞)

情報サイトから

- リサイクル
- バイオマス
- 水関連
- その他

『資源有効利用促進法』の改正

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント



① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。**

② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。**

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。**

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

環境省共管

経済産業省「第11回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会」資料を基に作成

PIEMS-Lab解釈（Web未掲載）

改正『資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）』は2025年6月4日に公布され、2026年4月1日から全面施行されます。

改正内容は、以下のとおりです。

- ① 定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）
 - ② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）
 - ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）
 - ④ CE（サーキュラーエコノミー）再生資源の利用計画策定・コマースの促進
- この改正で、印刷産業が関係するのは「プラスチック容器包装」が含まれる①と②です。

①では、「脱炭素化のために利用することが特に必要な再生資源」を「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」と定義【法第2条第11項】し、この中には「プラスチック容器包装」が含まれます【施行令第4条第2項】。事業年度の生産量または販売量が10,000トン以上の事業者は「指定脱炭素化再生資源利用促進事業者」となり、主務省令に従って、脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成し、9月末日までに主務大臣に提出しなければなりません【法第23条第1項】。

②では、「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」に従った製品は大臣認定を受けることができ【法第30条第1項】、認定されると、製品への認定表示、グリーン購入法での採用などの優遇措置を受けることができます。この指針の策定対象となる製品に「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」が含まれ、プラスチック容器包装も認定対象となります。

③に関して、「指定再資源化製品」はパソコンおよび小型二次電池で【施行令第7条】、「自主回収・再資源化事業計画」が大臣認定【法第54条】されると廃棄物処理法の特例措置を受けられる内容です。

④に関して、指定省資源化製品事業者として、指定省資源化製品の製造、加工、修理、販売の事業者に加えて「賃貸」事業者も含めることにより、使用済物品の発生抑制を促進するための基準の対象としてCEを推進する内容です【法第18条第1項】。

指定省資源化製品：自動車、PC、エアコン、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、収納家具、事務機など19製品

『プラスチック資源循環促進法』の「設計認定制度」で初認定

1. 概要

プラスチック資源循環促進法において、特に優れたプラスチック使用製品の設計を主務大臣が認定する制度を設けています。令和8年1月25日(日曜日)付けて文具(5製品)、清涼飲料用ペットボトル容器(18製品)、家庭用洗剤容器(6製品)、家庭用化粧品容器(12製品)において、設計認定基準が施行されました。この認定を受けるためには、製品の総合的な評価及び情報等の公表を実施するとともに、各製品分野で策定した設計認定基準に適合する必要があります。認定を受けた製品については、グリーン購入法上での配慮やリサイクル設備への支援等を通じて利用促進を図り、プラスチックの資源循環を推進していきます。

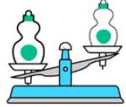
2. 特に優れたプラスチック使用製品の設計の認定について

合計41件のプラスチック使用製品の設計について、プラスチック資源循環促進法第8条第4項の規定に基づき、令和8年2月10日(火曜日)付けて認定を行いました。
(各製品分野の第1号認定を取得された4者に対する認定証の手交に関する記載は削除)

プラスチック使用製品設計指針

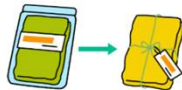
(1) 構造

①減量化



- できるだけ使用する材料を少なくすること

②包装の簡素化



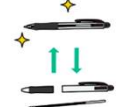
- 過剰な包装を抑制すること

③長期使用化・長寿命化



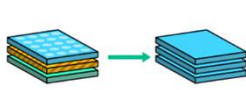
- 製品全体の耐久性を高めること
- 繰り返し使用に耐えるものとする
- 部品を容易に交換できる構造とすること
- 容易に修理することができるようにすること

④再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用



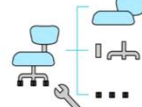
- 再使用が容易な部品を使用すること
- 部品の再使用をすること

⑤単一素材化等



- 製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること

⑥分解・分別の容易化



- 部品ごとに容易に分解・分別できるようにすること(リチウムイオン電池とその他の部品等を容易に分解・分別できることが望ましい。)
- 部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること
- 使用されている材料の種類を表示を行うこと

⑦収集・運搬の容易化



- 可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること

⑧破碎・焼却の容易化



- 再使用又は再生利用が難しい部品等については、破碎や焼却の容易化に配慮すること

(2) 材料

①プラスチック以外の素材への代替



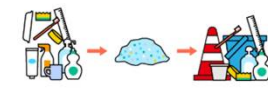
- プラスチック以外の素材に代替すること

②再生利用が容易な材料の使用



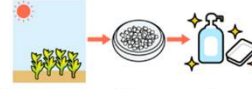
- 再生利用が容易な材料を使用すること
- 材料の種類を減らすこと
- 再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること

③再生プラスチックの利用



- 再生プラスチックを利用すること

④バイオプラスチックの利用



- 「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、
- バイオマスプラスチックを利用すること
- 生分解性プラスチックを利用すること

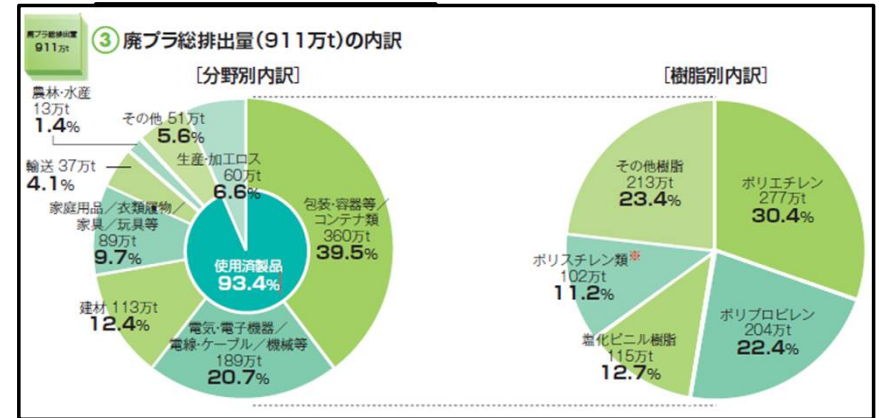
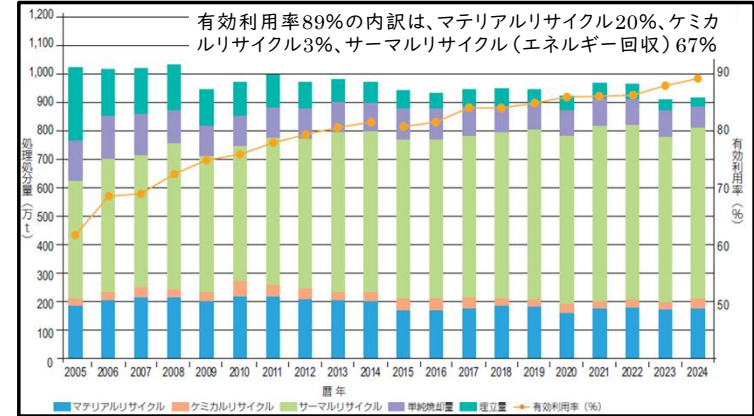
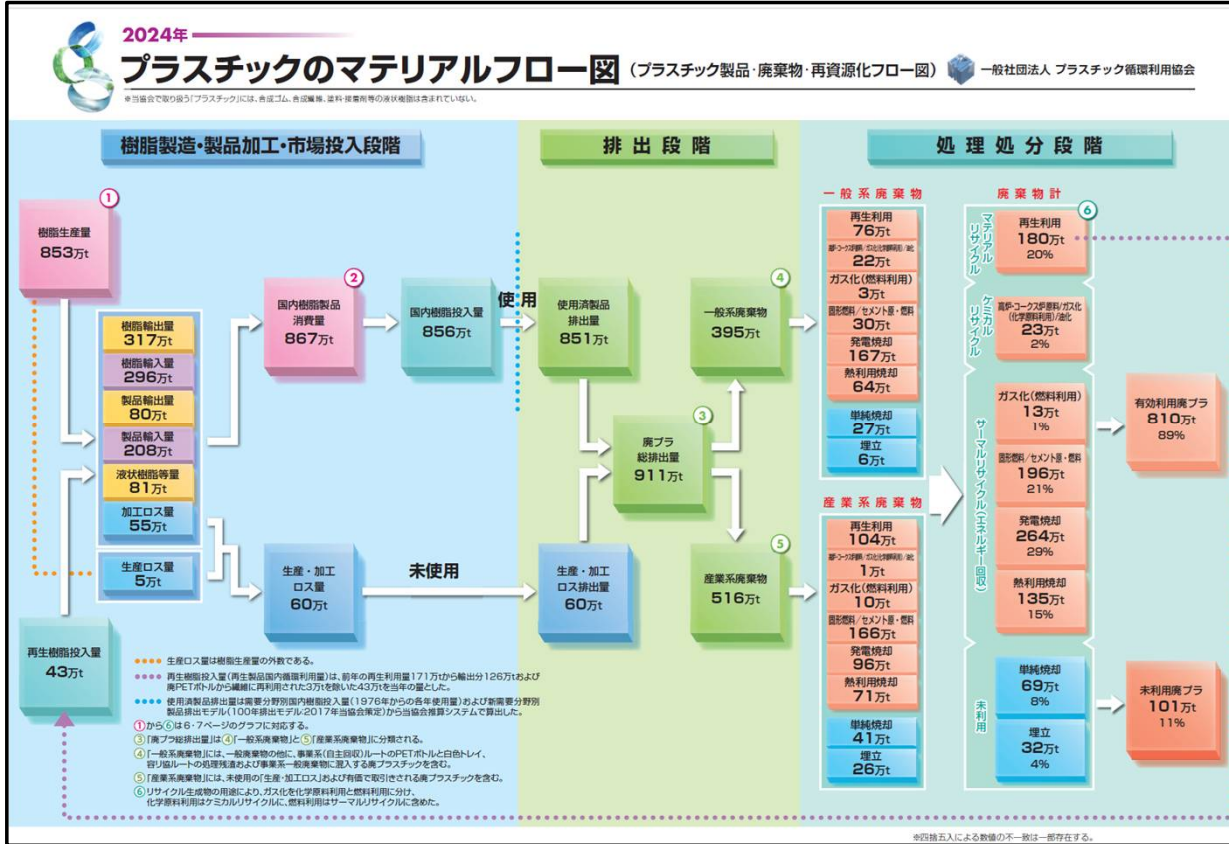
新聞報道

- プラ使用量削減など製品設計を初認定、経産省 文具・洗剤容器など41件(20260213 環境ビジネス)

PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

『プラスチック資源循環促進法』は、プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を背景として、プラスチック使用製品の設計からその廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体がプラスチックの資源循環の取組みを促進するための措置を盛り込んだ法律で、2021年6月に成立しました。この法律では、製造・販売、排出する事業者が関わる認定制度が3つあります。一つめが、廃棄物となったプラスチックの再資源化を促進するために、製造・販売事業者等が自主回収による再資源化事業計画の認定制度【法第39条】です。二つめが、排出事業者による再資源化事業計画の認定制度【法第48条】です。これらは、認定を受けることにより『廃棄物処理法』の都道府県ごとの許可を不要とする特定措置が受けられ、これまでにそれぞれ7事業者、8事業者が認定を受けています。三つめが、設計・製造の段階の認定制度【法第8条】で、プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化の促進に向けた「環境配慮設計指針」(2022年1月告示)に沿ったプラスチック製品が認定の対象です。認定された製品では『グリーン購入法』の配慮事項に組み込まれたり、リサイクル材利用の設備導入の際の支援を受けられたりする優遇措置があります。1月25日に、この制度では初めて、文具で5製品、清涼飲料用ペットボトル容器で18製品、家庭用洗剤容器で6製品、家庭用化粧品容器で12製品が認定されました。

2024年度プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況



新聞報道
 ・ 廃プラ総排出量911万トン 有効利用率は89% プラ循環利用協調会 (20260128環境新聞)

情報サイトから

リサイクル

- 太陽石油、廃プラを石油製品に再利用 愛媛の製油所で(20260113日経) [source](#)
- 出光が千葉で廃プラを油に 原油に混ぜ、再びプラに(20260120日経) [source](#)
- 出光、使用済みプラ年2万+を油化・プラ原料に 処理施設4月に稼働開始(20260121環境ビジネス) [source](#)
- ソニー、世界初・再プラのグローバルサプライチェーン 素材・化学・商社等で脱炭素化(20260210環境ビジネス) [source](#)
- キューピーと日清オイリオ、油付きペットボトルでも水平リサイクル 商品活用(20260218環境ビジネス) [source](#)

PIEMS-Lab解釈(Web未掲載)
ケミカルリサイクルに関して、廃プラ油化関連で、太陽石油(株)が四国事業所で廃プラスチック由来の熱分解油の受入れ開始、出光興産(株)子会社ケミカルリサイクル・ジャパン(株)市原事業所の油化ケミカルリサイクル設備が完工(使用済みプラスチック処理能力 年間2万トン)など今期も拡大に向けた動きがありました。

バイオマス

- 王子ファイバー、マイクロプラスチック対策の紙製人工芝、屋外向け製品を開発(20260209環境ビジネス) [source](#)

水関連

- 国連大学、地下水枯渇に警告 「水破産」対策訴え 経済損失、年49兆円(20260122日経) ppt作成
- 国連大、地球規模の「水破産」宣言 過剰利用による法外な費用発生(20260205環境新聞) ppt作成

その他

- 欧州委、再生プラの終末基準を創設 手続き簡素化、品質向上へ(20260106環境新聞)
- 第7次G20海洋プラスチックごみ対策報告書を公表(20260216 EICネット)
- 循環経済行動計画を4月に策定へ 関係閣僚会議 再生資源の供給強靱化など柱 高市政権の「強い経済」実現に貢献(20260311環境新聞)

国連大学「地球規模の水破綻」報告書



水破産対策のための国および流域レベルの優先行動

- 水ストレス、水危機、水資源枯渇を正直に診断する
- さらなる不可逆的な被害を防ぐ
- 権利、要求、期待のバランスを再調整する
- 公正な移行を確保し、脆弱な立場にある人々を保護する
- 水集約型産業と開発モデルを変革する
- 違法かつ非公式な取水と水質悪化に対処する
- 継続的な適応のための制度を構築する

需要の再均衡と用途の再構成

- 1) 基本的な人間のニーズと重要なサービスの確保
- 2) 農業の変革
- 3) 経済の多様化と水利用と経済成長のデカップリング
- 4) 都市・産業開発の再考

強力かつ正当な流域レベルの機関の設置
インフラ、技術、金融、貿易の方向転換

PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

国連大学が1月26日、「水破産」の時代に突入したとするショッキングな報告書を公表しました。「河川や湖などの表層水が大規模に減少し、湿地は大陸規模で消滅し、水河の喪失も進んでいる。地下水の枯渇と地盤沈下が地球上の広範囲に及び、その多くが回復不能な状態にある。もはや回復が見込める「水ストレス」とか「水危機」を通り越し、「水破産」の時代に突入した」と指摘しています。この要因には、「土地利用の変化、水の過剰配分、地下水の枯渇、気候変動などによる「人為的干ばつ」もあり、現在の水利用が生態系の回復機能を超えていることにある」としています。金融においては破産宣告することにより新たなスタートとなります。同様に、「水破産」に対しても、従来の「どうすれば元の状態に戻れるか」(危機管理)ではなく、「新たな、恒久的に制約された状況下で、さらなる崩壊や不公平の深刻化を招くことなく、どのように生きていくか」(破産管理)の発想が必要であると指摘しています。「水破産」の時代では、国連大学が提案する「水破産対策のための国および流域レベルの優先行動」に沿って、人間の基本的ニーズと重要なサービスの確保を前提にして、需要の再均衡と用途の再構成が必要であると指摘しています。

人間と水システムにおける懸念の3つの状態

水ストレス

利用可能な供給量に比べて需要と圧力が高いシステムの状態。ただし、段階的な管理と適度な改革によって影響は概ね回復可能である。

水危機

深刻なショックを伴う混乱(干ばつ、洪水、汚染事象、インフラの故障など)によって一時的にシステムの容量が超過するが、原則として緊急措置と復旧によって解決できるシステムの状態。

水破産

ストレスと危機の両方を超えたシステムの状態。つまり、過剰使用と劣化の蓄積によって自然の緩衝作用と貯留能力が著しく損なわれ、単純な復旧がもはや不可能な、危機後の破産状態。

新聞報道

- 国連大学「人為的な水危機」に警鐘 経済損失は年49兆円に(20260121日経)
- 世界は「水破産」の新たな時代に 国連報告書が警告(20260121 CNN)
- 収入では足りず、貯金を切り崩して回る水利用——世界は「水破産」の時代に入ったと国連が警告(20260123 yahoo)

生物多様性

政府公表

- 「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現に取り組みます～「グリーンインフラ推進戦略2030」を策定しました!～(国土交通省報道発表20260123) ppt作成
 - 国交省「グリーンインフラ推進戦略2030」環境整備策などでKPI設定(20260127環境ビジネス)
 - 国交省グリーンインフラで新戦略分野横断整備策で20のKPI設定(20260128環境新聞)
- 「生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価」及び「生物多様性条約第7回国別報告書」のとりまとめについて(環境省報道発表2026年02月20日) ppt作成
- 「ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集」の公表について(環境省報道発表2026年03月30日) ppt作成
 - ネイチャーポジティブ経営でブランド価値向上、コスト低減した事例20件(20260401環境ビジネス)
- ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0の公表について(環境省報道発表2026年03月30日)
 - ⇒ 化学物質による汚染は生物多様性損失の主要な要因として挙げられていることから、化学物質管理を通じてネイチャーポジティブの実現に貢献することを目的として、我が国における現状と課題を整理するとともに、今後取り得る対応の方向性を体系的に示したもの
- 「生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方」のとりまとめについて(環境省報道発表2026年03月31日) ppt作成
- 「TNFD提言に沿った自然関連情報分析ガイダンス(地域金融機関向け)-2025年度版-」の公表について(環境省報道発表2026年03月31日)
 - ⇒ 年度末に、環境省の支援事業の報告書「TNFD提言に沿った自然関連情報分析ガイダンス(地域金融機関向け)-2025年度版-」が公表されました。地域金融機関は地域経済に関する情報を集積できる立場にあり、地域経済のみならず、地域の課題解決に貢献することが期待されています。また、地域の自然に強く依存していることから、自然資本の保全においても積極的な貢献が求められています。このため、支援事業を通じて得た知見に基づいて、TNFD提言に沿って自然関連情報を分析し、地域金融機関として自然関連のリスクと機会を特定する(LEAPアプローチのLocateおよびEvaluate)まで手法を紹介。
- エコツーリズム推進基本方針の変更について(環境省報道発表2026年03月31日)
 - ⇒ この基本方針は、エコツーリズム推進法制定の翌年の2008年に閣議決定された以降、変更されてきませんでした。昨今のインバウンドの拡大、オーバーツーリズム、第5次観光立国推進基本計画(令和8年度開始)などを背景に変更されました。

情報サイトから

- IPBES、あらゆるビジネスが生物多様性に影響を及ぼしていると報告(20260225 EICネット) ppt作成
- IPBES報告書、ネイチャーポジティブ、企業が推進役になるための環境整備を(20260226環境ビジネス) ppt作成
- GRI、生物多様性・自然資本の先行4社好事例集発行。IPBES報告書に合わせ(20260219 Sustainable Japan)
 - ⇒ 2024年から2025年にかけてGRIコミュニティ生物多様性パイロットに参加し、GRI 101生物多様性基準を用いて報告している4社(CDL、コカ・コーラHBC、エネル、JSWスチール)の経験と教訓をまとめています。
- WWF「このままではネイチャーポジティブ無理」企業向け政策強化を提言(20260304環境ビジネス)

グリーンインフラ推進戦略2030 I

- 国土交通省では、2023年に「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定し、官と民が両輪となってグリーンインフラのビルトインに取り組んできました。
- 前戦略によるグリーンインフラの実装の進展や国内外の動向などを踏まえ、2025年6月に策定した「国土交通省環境行動計画」に係る実行計画として新たに「グリーンインフラ推進戦略2030」を策定しました。
- 本戦略の計画期間は2030年度までとし、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を図り、2050年に向けて「自然共生社会」の実現を目指します。
- 本戦略のポイントは以下の3点です。
 - [1] グリーンインフラの普及に資するよう、定義や効果を整理等した上で更に分かりやすく説明。
 - [2] 「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現に向けた分野横断的な環境整備策をまとめ、初めて20項目のKPIを設定。
 - [3] 社会課題解決に向けたグリーンインフラを実装する国土交通省の個別事業等を体系的に整理し、代表的な19項目のKPIを設定。

KPIの概要は次スライド

印刷産業で参考になる指標例

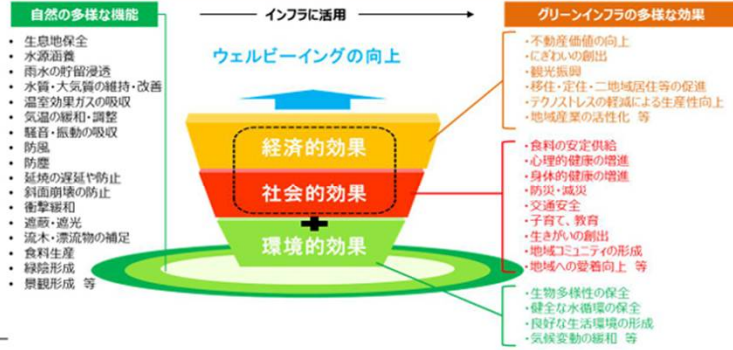
- ・ グリーンインフラ官民連携プラットフォーム会員のうち「雨庭」に関する取組をした会員数:500者
- ・ 屋上緑化施工面積:302.1ha (R5:227.7ha)

グリーンインフラ推進戦略2030 (令和8年1月)

2025年6月に策定した「国土交通省環境行動計画」に係る実行計画として新たに「グリーンインフラ推進戦略2030」を策定。本戦略の計画期間を2030年度までとし、定義や効果、特徴等を整理した上で国土交通省の取組を体系的に整理し2030年度までに目指す成果を設定。

グリーンインフラの定義・効果

グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。



「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を図り、2050年に向けて「自然共生社会」の実現を目指す。

グリーンインフラの更なる実装に向けた分野横断的な環境整備

- ①国民的な機運・理解の醸成
- ②多様な効果の見える化
- ③官民の取組を促進する環境整備
- ④資金調達の手円滑化
- ⑤新技術・DXの活用
- ⑥国際展開



グリーンインフラ官民連携プラットフォーム

GREEN×EXPO 2027

社会課題解決に向けたグリーンインフラの実装

- ①持続的で快適な都市・生活空間の形成
- ②防災・減災
- ③暑熱対策
- ④生物多様性の確保
- ⑤地域経済の活性化
- ⑥温室効果ガスの削減
- ⑦循環型社会の形成



グリーンインフラ推進戦略2030 2

「グリーンインフラ推進戦略2030」の概要



①グリーンインフラ (GI) の定義・効果

【定義】

自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。
これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。

【効果】

自然の多様な機能
・ 生息地保全
・ 水源涵養
・ 雨水の貯留・浸透
・ 水質・大気質の維持・改善
・ 気温の緩和・調整
・ 緑陰形成
・ 景観形成 等



②分野横断的な環境整備策・KPI

— 国民的な機運・理解の醸成 —

- GI官民連携プラットフォームの運営
全会員数 2,150者(R7)→ 5,000者(R12)
- GI大賞、TSUNAGなど先駆的な取組を表彰する制度の事例周知・横展開
GI大賞の累計受賞件数 76件(R6)→ 150件(R12)
- GI産業展、GREEN×EXPO 2027を通じた機運醸成
GREEN×EXPO 2027の有料来場者数 1,000万人(R9)



— 多様な効果の見える化 —

- GIの実装による社会課題解決への実効性および貢献度の定量的・定性的な評価手法の運用に向けた検討
GIの評価手法に関する実用者向けのガイドラインを2029年度までに策定し周知
- 官民の取組を促進する環境整備

- 地方創生の取組を行う地方公共団体への財政的・技術的な支援
地域における地方創生実現のためのGIガイドライン（仮称）を2026年度までに策定し周知



- GIの維持管理手法に関するノウハウの情報収集・分析
GIの効率的な維持管理に関するガイドラインを2027年度までに策定し周知

地域コミュニティ主体の維持管理

— 資金調達の円滑化 —

- グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン（仮称）の周知・実践
政令市が存在する全都道府県でGIに関する融資又は金融商品を1件以上創出
- 新技術・DXの活用

- GI関連の技術開発に取り組む企業への財政的支援
新技術を地域で実証した件数 12件(R6)→ 32件(R12)

— 国際展開 —

- 「新たな国際標準戦略」(R7.6知財本部決定)に基づいた日本主導によるGIの評価の枠組みの国際標準化 (ISO化)
GIの評価の枠組みを2027年度までにISO化

③GIを実装する国土交通省の個別事業等・KPI

— 共通 —

- 都市公園・緑地等事業による都市緑地の確保
都市域における水と緑の公的空間確保量 14.2m²/人(R5)→ 15.2m²/人(R12)

- 道路緑化の推進
CO₂吸収量の確保に向けた街路樹の世代交代の推進



— 持続的で快適な都市・生活空間の形成 —

- 居心地がよく歩きたくなる交流・滞在空間
滞在快適性等向上区域を設定した市町村数 132(R7)→200(R12) 新柏クリニック (柏市)

— 防災・減災 —

- 災害リスクの低減に寄与する生態系の機能の保全又は再生
流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの活用を推進

- 雨庭(雨を一時的にためて浸透させる庭)の活用を推進
GI官民連携プラットフォーム会員のうち「雨庭」に関する取組をした会員数:500者(R12)

— 暑熱対策 —

- 屋上緑化や壁面緑化による蓄熱の防止
屋上緑化施工面積 227.7ha(R5)→ 302.1ha(R12)



円山川水系に整備された大規模湿地

- 生物多様性の確保
流域全体での生物多様性の保全・再生
河川整備計画(国管理河川)のうち、河川環境の定量的な目標を位置付けた割合 0%(R6)→ 43%(R12)

— 地域経済の活性化 —

- ガーデンツーリズムの推進
登録計画の取組推進、新規計画の登録推進



海草藻場

— 温室効果ガスの削減 —

- ブルーインフラの保全・再生・創出
ブルーカーボンのCO₂吸収・固定量 34万t-CO₂(R5)→100万t-CO₂(R12)

— 循環型社会の形成 —

- 剪定枝や落ち葉等のチップ化、堆肥化等による有効活用
剪定枝や落ち葉等の有効活用事例が増加

PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

国土交通省は1月23日、「グリーンインフラ推進戦略2030」を公表しました。これは、2025年6月に策定した「国土交通省環境行動計画」に係る実行計画で、第1次となる2023年策定の「グリーンインフラ推進戦略2023」を改訂したものです。「グリーンインフラ」を「自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。」と定義しています。すなわち、生態系が有する供給・維持・調整および文化的サービスを活用して、防災・減災だけでなく、生活環境の向上や不動産価値の向上、観光資源としての活用、地域コミュニティ形成など行おうとするものです。今回の戦略では20項目のKPIが設定されています。この中には、印刷産業も取り組める項目として、「雨庭」に関する取組数と屋上緑化施工面積があります。

生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価 I

本中間評価の構成は以下のとおりです。特に、第一部の構成は、生物多様性条約第7回国別報告書への活用を見据えて、同報告書様式に対応させています。

・第1部 5つの基本戦略と国別目標の進捗状況

国家戦略2023-2030の「第1部 戦略」に対応させて、5つの基本戦略〔1〕生態系の健全性の回復、〔2〕自然を活用した社会課題の解決、〔3〕ネイチャーポジティブ経済の実現、〔4〕生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）、〔5〕生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進〕並びに基本戦略の下に定めた計15の状態目標及び計25の行動目標（計40の国別目標）のそれぞれについて、進捗状況を総合的に評価するとともに、主な成果や課題、今後の方針等を取りまとめています。

・第2部 行動計画の進捗状況

国家戦略2023-2030の「第2部 行動計画」に対応させて、行動目標ごとに掲げた計392の具体的施策について、取組状況、成果、課題、今後の方針等を取りまとめることで、進捗状況を点検しています。

・第3部 総括

上記の第1部と第2部の結果から国家戦略2023-2030全体の進捗状況を集約して示すとともに、主な成果や今後の課題等について記しています。

結論・全体評価

- 昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択後、世界の中でも早期に生物多様性国家戦略を策定してから2年余りで、既に目標を達成した施策をはじめとして多くの施策で着実な進捗が見られ、ほとんどの行動目標が進展した一方、状態目標では進展のあったものは半数弱に留まった。
- 我が国の生物多様性の状態は全体として損失し続けており、生態系サービスの状態も回復するまでには至っていないと考えられる。ただし、前向きな兆しも一部あり、生物多様性の損失の背景に位置付けられる社会経済状況については、部分的であるが改善していると考えられる。
- 2030年ネイチャーポジティブの実現に向けては、歩みが捗々しくない国別目標はもとより、達成に向けて順調と考えられる国別目標についても、更なる進展が求められる。生物多様性の保全と持続可能な利用が一層進められ、それらが社会経済活動の中に組み込まれるよう、引き続き多角的な取組を実施・加速化し、生物多様性の損失の直接要因と間接要因の双方に働きかけていくことが必要である。そのためには、国をはじめ、地方公共団体、事業者、研究・教育機関、民間団体、国民などの各主体が、参加、連携、協力、協働、行動していくことが欠かせない。

新聞報道等

- ・「太陽光発電の土地改変」はデータ・指標不足 生物多様性の中間評価・報告書 [\(20260225環境ビジネス\)](#)

国別目標（全40個）の進捗状況評価の一覧



国別目標の評価結果			国別目標の評価結果		
達成		0	進展したが、その程度は不十分	行動目標4-3(自主的行動変容促進) 行動目標4-4(消費行動・選択肢提示) 行動目標4-5(地域保全再生活動促進) 状態目標5-2(生物多様性資金の確保) 状態目標5-3(途上国支援能力構築等) 行動目標5-1(学術研究・基礎調査等) 行動目標5-3(地域戦略等策定支援) 行動目標5-4(資源動員の強化)	
目標達成に向けて順調	行動目標2-1(生態系機能の可視化) 状態目標3-2(負の影響の低減等) 状態目標3-3(持続可能な農林水産業) 行動目標3-1(企業の情報開示) 行動目標3-2(貢献技術・サービス支援) 行動目標3-4(環境保全型農林水産業) 状態目標5-1(情報基盤の整備等) 行動目標5-5(国際協力)	8 状態目標:3 行動目標:5	大きな進展なし	状態目標1-1(生態系の健全性の回復) 状態目標1-2(種の絶滅リスクの低減) 状態目標2-1(生態系サービスの向上) 状態目標2-2(気候変動対策による生態系影響減) 状態目標2-3(鳥獣被害の緩和) 行動目標2-4(再エネ導入時の配慮) 状態目標4-1(自然重視の価値観形成) 状態目標4-3(保全活動への積極的な参加) 行動目標5-2(データ活用の人材育成)	9 状態目標:7 行動目標:2
進展したが、その程度は不十分	行動目標1-1(陸と海の30%以上保全) 行動目標1-2(劣化地の30%以上再生) 行動目標1-3(汚染削減・外来種防止) 行動目標1-4(気候変動影響の最小化) 行動目標1-5(希少種保護・状況改善) 行動目標1-6(遺伝的多様性保全) 行動目標2-2(自然活用地域づくり) 行動目標2-3(気候変動関連自然再生) 行動目標2-5(鳥獣との軋轢緩和) 状態目標3-1(ESG投資の推進等) 行動目標3-3(遺伝資源ABS) 状態目標4-2(消費行動における配慮) 行動目標4-1(環境教育の推進) 行動目標4-2(ふれあい機会の提供等)	22 状態目標:4 行動目標:18	該当なし/適用不可		0
			不明	状態目標1-3(遺伝的多様性の維持)	1 状態目標:1 行動目標:0

注) 太字は状態目標を示す。括弧内の国別目標の記載は簡素化したものである。

PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

2月20日に環境省が「生物多様性国家戦略2023-2030」の実施状況の中間評価を公表しました。同戦略で「行動目標」として設定された25目標のほとんどが進展した一方で、「状態目標」として設定された15目標では進展があったのは半数弱に留まったと評価しています。生物多様性の損失の背景にある社会経済の状況は部分的には改善されているものの、生物多様性は損失し続けていて、回復するまでには至っていないと評価しています。事業者が取り組める指標が14項目あります。目標を達成しているのは、自然共生サイト、TNFD賛同および生物多様性に資する製品・サービスを提供している企業数・市場規模です。しかし、排出抑制・リサイクルなどのプラスチック関連指標では目標達成には至っていません。この中間評価の第1部は2月20日に生物多様性条約事務局に提出されています。

生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価 2

事業者が取り組める指標

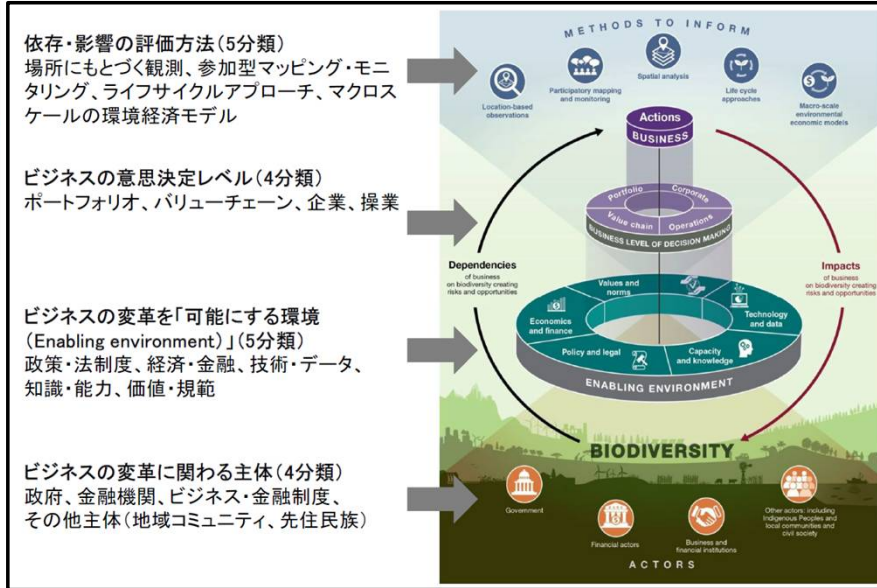
茶色字は目標を上回っている項目

施策番号	施策名	指標	目標	点検値
1-1-13	自然共生サイト認定の推進	自然共生サイト認定登録数	100か所(2023年)	328か所認定(2025年6月時点)
1-2-3	効果的な保護地域・OECMの設定			
3-1-1	国際的なルール形成への参画及び国内企業の巻き込み	国際的なイニシアティブ(SBTs for Nature, TNFD等)及び国内のイニシアティブ(JBIB, 経団連自然保護協議会等)に参加・賛同・認定を受けている企業の数又は割合	企業数300(2025年度)	18%(2023年度)
		生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数又は割合	80%(2025年度)	77%(2023年度)
		生物多様性の配慮に関する目標設定及び情報開示を行っている企業の数又は割合 情報公開 80%(2025年度)	目標設定 60%	定量目標を設定している企業割合:35% 定性目標を設定している企業割合:42% (2023年度)
3-1-3	サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備	サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備を実施している企業数	-	-
3-1-5	生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンスの促進	TNFDへの賛同団体数(国内)	90(2025年度)	TNFDアダプター数166社 (2025年6月時点)
3-2-1	ネイチャーポジティブに係るビジネス分野の取組支援	生物多様性の配慮を経営に取り込んでいる企業の数または割合	80%(2025年度)	77%(2023年度)
		生物多様性の保全に資する技術、製品・サービスを提供している企業の数及び市場規模	9.0兆円(2025年)	9.3兆円(2023年)
4-4-2	プラスチック資源循環の推進 プラスチック資源循環戦略に基づく取組	ワンウェイプラスチック排出抑制	25%(累計)(2030年度)	20.2%(2023年度)
		プラスチック製容器包装のリユース・リサイクル率	60%(2030年度)	34.5%(2023年度)
		プラスチックの再生利用量	倍増(2030年度)	再生利用率5.4%(2023年度)
		使用済みプラスチックの有効利用	100%(2035年度)	89%(2023年度)
		バイオマスプラスチック導入量	200万トン(2030年度)	17.7万トン(2023年度)
	プラスチック製容器包装・製品のデザインの、リユース・リサイクル可能なものへの転換 (2025年度まで)	-	-	-
	プラスチック資源循環の推進 - 食品産業・農畜産業におけるプラスチック資源循環の推進	飲料用PETボトルの有効利用(回収率)	100%(2030年度)	92.5%(2023年)

国民生活に関連する指標

施策番号	施策名	指標	目標	点検値
2-2-5	国立公園満喫プロジェクトの推進 - 国立公園満喫プロジェクト	国立公園区域内における日本人延べ宿泊者数	667万人(2025年度)	1,952.6万人(2021年度)
2-2-5	国立公園満喫プロジェクトの推進 - 景観改善及び施設整備	ビジターセンター来訪者数	-	-
4-2-4	国立公園等における保護と利用のための施設整備	国立公園及び国定公園の年間利用者数	前年比101%	575,804千人(2023年)
4-2-8	都市農業の推進、農泊支援、情報発信等を通じた都市と農山漁村の交流・定住の促進	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数	1,540万人(2025年度)	968万人(2023年度)
4-3-2	行動科学等の知見を活用した行動変容の促進	生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	90%(2030年度)	86.9%(2024年度)
4-3-3	「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト等による行動変容	広報等の国民へのアプローチ数(HPアクセス数)	30,000pv(2030年度)	78,320pv(2025年6月時点)
		環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを意識している消費者の割合	50%(2025年度)	36.1%(2024年度)
4-4-4	有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保	週1回以上有機食品を利用する消費者の割合	25%(2030年度)	32.6%(2022年度)
4-4-5	環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	75%以上(2025年度)	61.3%(2024年度)
5-2-2	生物多様性情報システム(J-IBIS)	生物多様性情報システムの月平均アクセス件数	800万件以上	1,815万件(2024年度)

IPBES「生物多様性とビジネスの評価報告書」 (政策立案者向け要約)



20260227 環境省セミナー「IPBES総会第12回会合結果報告会」IPBES総会第12回会合に関する専門家所見(橋本禎)

新聞報道等

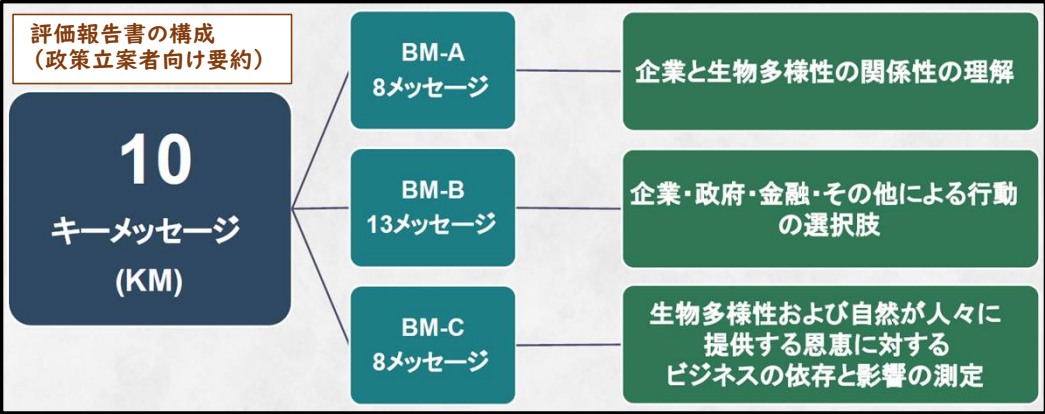
- IPBES、あらゆるビジネスが生物多様性に影響を及ぼしていると報告 (20260225 EICネット)
- ネイチャーポジティブ、企業が推進役になるための環境整備を IPBES報告書 (20260225環境ビジネス)

PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)

生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) は、マンチェスター (イギリス) で開催された第12回総会で「**ビジネスと生物多様性評価報告書**」を発表しました。すべてのビジネス (企業) は自然に依存しているも関わらず、自然に与えるインパクトに対するコストを負担して、プラスの影響からも収益を生み出しています。その要因には現在の事業環境があり、これを報告書で「可能にする環境 (an enabling environment)」と定義した環境、すなわち「ビジネスの成果と生物多様性および社会の利益が一致する環境」に変革することを主張しています。そのために、政府、金融関係者、ビジネス・金融機関および先住民族・地域住民を含めた市民が協働したり、集団的・個別的行動することが必要だとし、政策と法律、経済と金融、価値観と道徳、技術・データ、能力と知識の5項目に分けて具体的な行動を列記しています。ビジネスに関しては、インパクトと依存に対処するために今すぐ必要な行動を、企業、操業、バリューチェーンおよびポートフォリオに分けて具体的に列記しています。

また、生物多様性および自然が人間にもたらす恵みに関連するインパクトや依存を測定・管理する手法は既に確立されていて、効果的な測定と分析を選択するためのツールを紹介しています。それは、位置に基づく観測、参加型マッピングとモニタリング、空間分析、ライフサイクルアプローチおよびマクロスケールの環境経済モデルです。ただし、ビジネス上の意思決定に適した単一の手法は存在せず、産業分野、意思決定レベル、ビジネスの目的に応じて採用し、科学、先住民族および地域住民の知識、手法、慣行を適切に活用する必要がありますと指摘しています。それでも、「可能にする環境」に対してはギャップがあり、それはデータが不足し標準化されていないこと、証拠が不完全であること、ビジネス上の意思決定に対応できないこと、データのアクセス性と透明性が低いこと、手法の採用率が低いことを挙げています (「表SPM.7 知識とその応用におけるギャップ」を解釈して引用)。このため、ビジネスは既存の手法や知識を活用して会計・経営システムに統合し、ビジネス、操業、バリューチェーンの活動と場所に関する比較可能な情報を収集・共有する行動が必要であり、ガイドラインの必要性を訴えています。

今回の報告書では、具体的な手法の名称や活用方法は示されていません。2026年末に公表される最終報告書で詳述される予定です。



20260227 環境省セミナー「IPBES総会第12回会合結果報告会」ビジネスの生物多様性及び自然の恩恵への影響と依存に関する方法論評価 (ビジネスと生物多様性評価) 報告政策決定者向け要約 (SPM) 概要 (香坂 玲)

10のキーメッセージ (PIEMS-Lab訳)

- KM1** すべてのビジネスは生物多様性に依存すると同時にインパクトを与えており、前向きな変化を生み出す主体となり得る。
- KM2** ビジネスが活動する現在の外部環境は、公正で持続可能な未来の実現と必ずしも整合せず、システムリスクを永続させている。
- KM3** ビジネスが公正で持続可能な未来に貢献できるような“可能にする環境”づくりには、協働、集団的行動や個々の行動が不可欠である。
- KM4** すべてのビジネスは、自らのインパクトと依存に対処する責任を負っている。
- KM5** インパクトと依存を測定するための手法や知識、データは既に存在し、ビジネスおよびバリューチェーンの意思決定と行動に情報を提供することができる。
- KM6** インパクトと依存を測定・管理するには、産業分野、意思決定レベル、ビジネスの目的に応じて異なる方法が必要である。
- KM7** ビジネスのインパクトと依存を測定・管理するための適切な方法は、網羅性、正確性、変化の検出しやすさに基づいて選択できる。
- KM8** ビジネスは、科学的知見、先住民族および地域住民の知識、手法、慣行を適切に活用することで、ビジネスのインパクトと依存をより適切に測定し、管理することができる。
- KM9** 既存の知識基盤の強化には、知識とその活用にある重要なギャップに対処することが必要である。
- KM10** “可能にする環境”を整備することで、公正で持続可能な未来のために、ビジネス、生物多様性、そして社会にとって有益な行動を促進することができる。

IPBES「生物多様性とビジネスの評価報告書」

<https://ipbes.canto.de/pdfviewer/viewer.html?w=IPBES12Media&portalType=v%2FIPBES12Media&column=document&id=cbeurhka75vpc6fa2v7kbp75o&suffix=pdf&print=1>

生物多様性

ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集

趣旨・目的

環境省では、2024年3月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」及び「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ(2025-2030年)」に基づき、ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながることを目指し、企業のネイチャーポジティブ経営(※1)への移行支援をはじめとした各種施策を展開しています。

ネイチャーポジティブ経営の確立・浸透に当たっては、ネイチャーポジティブ経営と事業機会との関係やどのように企業価値向上につながっているかが不明瞭であるという課題が指摘されています。

これに応えるため、今般「ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集」を作成しました。

※1: 自社の価値創造プロセスにおいて自然の保全の概念をマテリアリティ(重要課題)として位置付けた経営

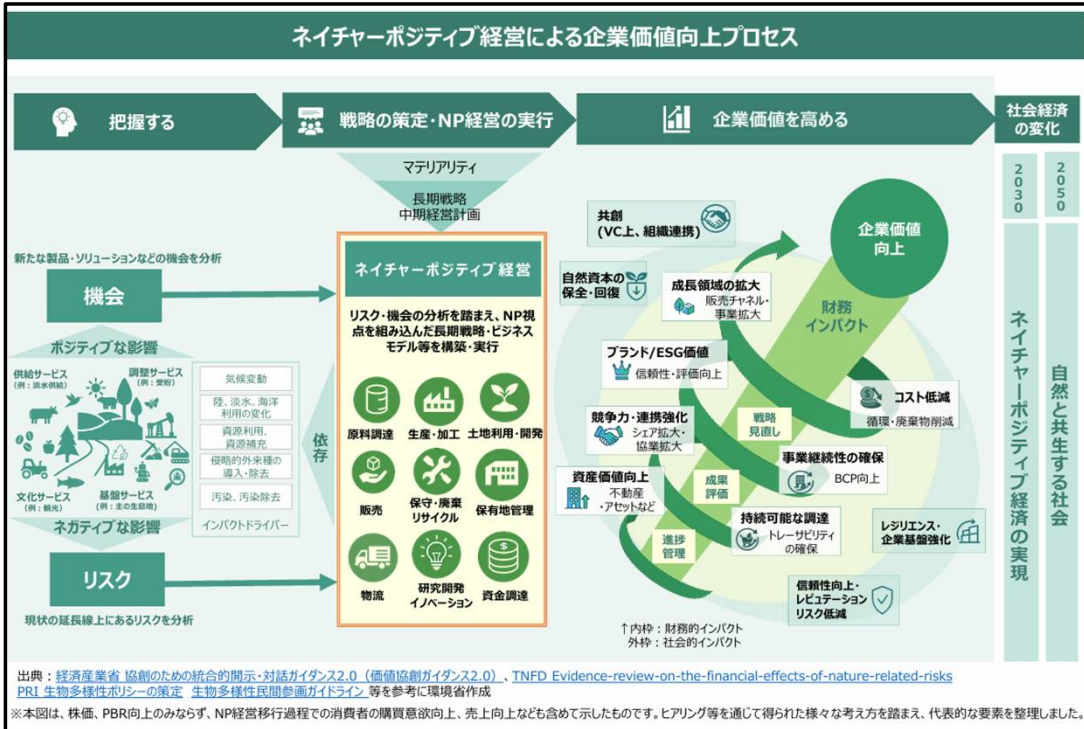
概要

「ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集」は、ビジネスにネイチャーポジティブの視点を取り入れることが、どのように企業価値の向上につながるのかを示したものです。

本ストーリー集では、リスク・機会を分析し、ネイチャーポジティブ経営を先行して進めている企業の事例20件を紹介しています。こうした事例分析を通じて、経済活動は自然資本に依存しており、その影響は社会経済の持続可能性にとって明確なリスクであると同時に、新たなビジネス機会にもなることを整理しています。

PIEMS-Lab 解説 (Web未掲載)

環境省は3月30日、ネイチャーポジティブ経営(自社の価値創造プロセスにおいて自然の保全の概念をマテリアリティ(重要課題)として位置付けた経営)への移行支援の一環として、ビジネスにネイチャーポジティブの視点を取り入れることにより企業価値の向上につなげた20事例を「ネイチャーポジティブ経済移行に向けた企業価値向上ストーリー集」として公表しました。企業価値の向上として、財務的インパクトと社会的インパクトに分けています。財務的インパクトとして、持続可能な調達、事業継続性の確保、コスト削減、資産価値向上、競争力・連携強化、ブランド/ESG価値、成長領域の拡大を挙げています。社会的インパクトとして、信頼性向上・レピュテーションリスク低減、レジリエンス・企業基盤強化、自然資本の保全・回復、共創(VC上、組織連携)を挙げています。



事例掲載企業一覧 ※特徴的なネイチャーポジティブな取組を戦略的に実践され、顕在化しているものを幅広い産業セクター(金融・保険を除く)から抽出し、承認いただいた企業を掲載(内閣府・国民経済計算における経済活動分類の大分類・小分類、50音順)

ページ	セクター	企業名	タイトル	企業価値
P6-7	食品	味の素株式会社	ヘルスケア、フード&ウェルネス、ICT、グリーンの4つの重点成長領域で、より大きな社会価値と経済価値を共創していく	成長領域の拡大 レジリエンス強化
P8-9	食品	キリンホールディングス株式会社	ポジティブインパクトの範囲拡大 ~スリランカ茶農産物・ベトナムコーヒー農園の「ラノスタブプロ」プロジェクト展開~	コスト削減 事業継続性の確保
P10-11	食品	サントリーホールディングス株式会社	100年先もその先も美味しい水をお届けし続けるために -サントリー天然水の森で進める水源涵養と生物多様性再生の取組み-	ブランド価値 事業継続性の確保
P12-13	食品	株式会社ニッスイ	サプライチェーン強靱化に向けた水産資源アクセスの多角化 ~天然・養殖(国内・海外)に於ける資源ポートフォリオ戦略~	持続可能な調達 成長領域の拡大
P14-15	食品	明治ホールディングス株式会社	明治ROESGSを体現する「メジカ・カオ・サポート」で、社会価値を経済価値に転換	持続可能な調達 成長領域の拡大
P16-17	パルプ・紙・紙加工品	王子ホールディングス株式会社	製紙の枠を超えていく ~森林資源を核とした事業ポートフォリオ転換と、自然資本価値化の取り組み~	成長領域の拡大 資産価値向上
P18-19	パルプ・紙・紙加工品	ユニ・チャーム株式会社	Reff(リーフ: Recycle for the Future)プロジェクト ~ライフサイクル全体での環境負荷低減~	成長領域の拡大 コスト削減
P20-21	化学	花王株式会社	パーム油の「責任ある原材料調達」上「バイオOS」等のイノベーション技術の開発による新価値創造	成長領域の拡大 持続可能な調達
P22-23	化学	サラヤ株式会社	植物原料を使用する使命 ~ポルネ環境保全プロジェクト&RSPO認証の普及~	ブランド価値 コスト削減
P24-25	化学	積水化学工業株式会社	企業活動による自然資本および社会資本へのリターン	事業継続性の確保 自然資本の保全・回復
P26-27	電気機械	株式会社リコー	持続可能な調達と再生材利用の推進	成長領域の拡大 競争力・連携強化
P28-29	情報・通信機器	日本電気株式会社	「環境クワイアトゼロ戦略」と価値創造モデル「BluStellar」	成長領域の拡大 レピュテーションリスク低減
P30-31	その他の製造業	株式会社プリチストン	ビジネスモデルの変革を促進するネイチャーポジティブへの取り組み	コスト削減 競争力・連携強化
P32-33	その他の製造業	ヤマハ株式会社	持続可能な木材利用による製品生産の質・量の中長期的な安定	持続可能な調達 競争力・連携強化
P34-35	ガス・水道・廃棄物処理業	カナデビア株式会社	ゼロウェイスト/循環ビジネス地域共創戦略 ~「廃棄物が地域の価値につながる」Resilience Eco Society®の実現に向けて~	成長領域の拡大 共創(VC上、組織連携)
P36-37	建設業	住友林業株式会社	「住友林業のウッドリユージョン」 ~森林経営から木材・製材の開発・販売に至るビジネスモデル~	成長領域の拡大 自然資本の保全・回復
P38-39	建設業	積水ハウス株式会社	「S木の樹」計画による都市部の緑化 ~生物多様性の回復と住宅価値の最大化~	ブランド価値 資産価値向上
P40-41	卸売業	伊藤忠商事株式会社	「PROJECT TREE」による持続可能な天然木の調達	ブランド価値 持続可能な調達
P42-43	小売業	イオン株式会社	環境配慮型商品の拡充、「ふるとの森」を通じた店舗の生物多様性保全をお客さまとともに進める	成長領域の拡大 自然資本の保全・回復
P44-45	その他の不動産業	東急不動産ホールディングス株式会社	環境保全活動やステークホルダーへの訴求の継続的実施 ~満足度・評価向上による施設・経営基盤・ブランド価値の向上	資産価値向上 ブランド価値

生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方

■ 趣旨・目的

生物多様性・自然資本の価値評価は、昆明・モントリオール生物多様性枠組で掲げられたネイチャーポジティブの実現に向けて、様々な施策や取組の意義や貢献度を可視化できる有効なツールとなります。一方で、手法によってはネイチャーポジティブにつながらず、むしろ生物多様性の損失につながるなどの批判もあることに留意し、実質的なネイチャーポジティブにつながる評価手法の構築を目指す必要があります。

こうした背景を踏まえ、環境省では、令和7年9月より「生物多様性の価値評価に関する検討会」(※1)を設置し、生物多様性保全に対する民間資源動員の拡大に向けた価値取引等の社会経済的な仕組みづくりも見据え、日本の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価の在り方について、検討しています。

今年度は3回の検討会を開催し、この度、「生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方」(以下「基本的考え方」という。)を取りまとめました。

次年度以降は、基本的な考え方に沿って、環境研究総合推進費におけるSⅡ-13「自然資本への投資促進に向けた生物多様性価値の定量評価手法の開発」プロジェクト(※2)と連携し、生物多様性の価値評価手法の検討を本格化してまいります。

■ 「生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方」の概要

基本的考え方は、上記検討会での議論を踏まえ、環境省が取りまとめたものであり、今後進める価値評価手法(メトリクスや基盤データ)の具体的検討や、自然共生サイトにおける価値評価手法の試行に取り組む際の検討の基礎とするものです。

原生的な自然や我が国を含むアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然の特徴を踏まえ、「価値評価に当たって満たすべき要件」と「価値評価の活用に向けて」のそれぞれのフェーズで重視・留意すべき点を記載しています。

なお、基本的考え方は、現時点の議論をもって取りまとめた初版であり、今後、価値評価や活用に関わる様々な方々との連携において活用できるよう、議論の進展や国際動向に応じて充実を図ってまいります。

PIEMS-Lab 解釈 (Web未掲載、四半期まとめ未収録)

自然共生サイトによる貢献度把握や生物多様性クレジットの市場化などを見据え、国際的にも応用でき、原生的な自然や我が国を含むアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然の特徴をもつ日本の自然を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価の在り方について基本的な考え方をまとめたもの。今後進める価値評価手法(メトリクスや基盤データ)の具体的検討や、自然共生サイトにおける価値評価手法の試行に取り組む際の検討の基礎とするもの。

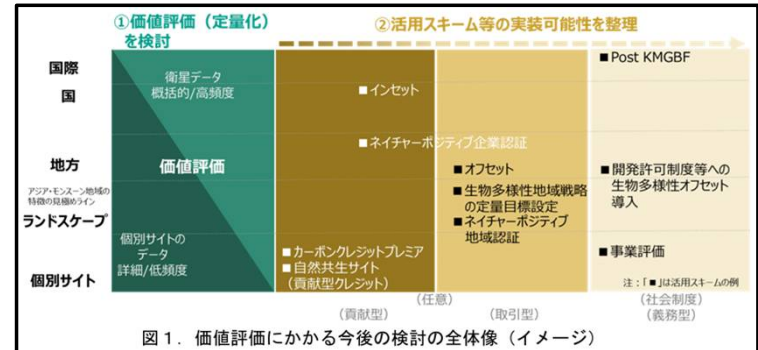


図1. 価値評価にかかる今後の検討の全体像 (イメージ)

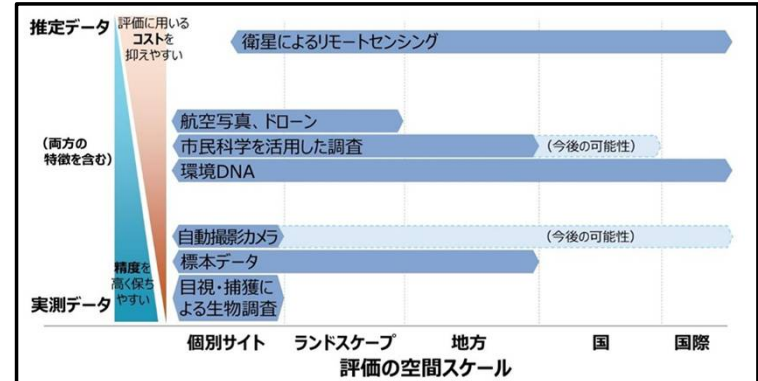


図2. 価値評価に用いる調査手法・データ

注) 評価に用いるデータ等について、適合する空間スケールと精度やコスト等の特徴を整理した

表. 価値評価に用いる調査やデータベースの例

手法	対象	調査やデータベースの例
衛星によるリモートセンシング	環境	■ ▲ 土地被覆図、■ 衛星植生図 (自然環境保全基礎調査)
航空写真・ドローン	環境・生物種	■ モニタリングサイト1000 (ガンカモ類調査 (ドローンのみ))
環境DNA	生物種	■ ▲ ANEMONE
市民科学を活用した調査	生物種	■ ● ● いきものログ
自動撮影カメラ	生物種	■ ▲ Snapshot Japan、■ モニタリングサイト1000 (里地調査など)
標本データ	生物種	■ ● ▲ サイエンスミュージアムネット
目視・捕獲調査	生物種	■ モニタリングサイト1000
複数の手法を含む調査	環境・生物種	■ 国土数値情報、■ 都道府県レッドリスト調査、■ 河川水辺の国勢調査、■ ▲ GBIF、■ ● ▲ 自然共生サイトモニタリング、■ 環境アセスメント調査、■ 自然環境保全基礎調査

■ : 国や自治体、▲ : 大学・研究機関、● : 民間、下線 : データベースを示す

環境経営

政府などの公表

- 「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について(20260220金融庁) ppt作成
 - 金融庁がサステナ開示で報告書 27年3月期から順次義務化(20260108日経)
- 「気候変動の物理的リスク評価の手引き-気候変動適応で企業価値を高める-(2025年度版)」の公表について([環境省報道発表2026年03月26日](#)) ppt作成
- 「環境表示ガイドライン」の改定について([環境省報道発表2026年04月01日](#)) ppt作成
- 自然関連財務情報開示におけるリスク・機会の把握支援ツールの整備について-優先対象分野別自然関連リスク・機会ロングリスト及びバリューチェーンマップ-([環境省報道発表2026年03月30日](#))
- 「令和7年度版 グリーンファイナンスによる資金調達等事例集」の公表について([環境省報道発表2026年03月31日](#))
- 地域循環共生圏のアプローチを通じた「地域トランジションモデル構築事業」中間とりまとめの公表について([環境省報道発表2026年03月31日](#))

情報開示

- 生態系の影響、開示進む 世界の3割が国内企業 「自然資本」リスクと価値映す(20260116日経)
- キリンHD、有報でサステナ情報開示 第三者保証を取得(20260328日経)

SSBJ

- 「温室効果ガス排出の開示に対する改正」の公表(20260313 SSBJ)
 - ⇒ 2025年公表のIFRS S2号の修正に伴う改正。ファイナンスドエミッション、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」の使用に対する法域の救済措置、地球温暖化係数についての法域別の救済措置 に関する改正、

その他

- 世界経済フォーラム、グローバルリスク2026。異常気象1位。短期的には経済リスク増大(20260116 Sustainable Japan) ppt作成
- ISO14001改訂 ppt作成

金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告

サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備

(1) サステナビリティ開示基準の適用

(開示府令第19条の9)

- 「金融庁長官が指定する取引所金融商品市場」に上場する会社のうち、平均時価総額が1兆円以上の会社に対し、「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」に従って、有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報を記載することを義務づけることとします。
- 上記の「金融庁長官が指定する取引所金融商品市場」として、株式会社東京証券取引所プライム市場を告示指定することとします。
- 上記の「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」として、サステナビリティ基準委員会が令和8年2月20日までに公表したサステナビリティ開示基準(以下「SSBJ基準」)を告示指定することとします。

(改正附則第2条第2項)

- SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年度については、SSBJ基準に従って記載すべきサステナビリティ情報を記載しないことができ、その場合には、それぞれの翌期の半期報告書の提出期限までに、当該事項を記載した訂正報告書を提出すること(二段階開示)を可能とします。

(2) SSBJ基準の適用に伴う開示項目の追加

(開示府令第2号様式記載上の注意「(30)サステナビリティに関する考え方及び取組」等)

- SSBJ基準上開示が求められる事項の記載のほか、SSBJ基準に準拠している旨、二段階開示やSSBJ基準上の経過措置の適用状況について記載を求めるとします。

(開示府令第2号様式記載上の注意「(1)一般的事項」及び「(30)サステナビリティに関する考え方及び取組」等)

- 将来情報やScope3温室効果ガス排出量に関する定量情報について、推論過程等に関する記載及びこれらの情報に係る社内の開示手続の記載を求めるとします。

(開示府令第4号の三様式「第一部 第2【事業の状況】」及び記載上の注意「(9-2)サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」等)

- 前事業年度に係る有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において記載した見積りの方法により算定した数値について、確定値が判明し、見積りによる数値と確定値との間に差異がある場合には、半期報告書において記載することができることとします。

(3) Scope3温室効果ガス排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバー・ルールの整備

(企業内容等開示ガイドライン「B 基本ガイドライン 5-16-2」)

- Scope3温室効果ガス排出量に関する定量情報について、差異が生じる要因や推論過程等、社内の開示手続等が一般に合理的と考えられる範囲で具体的に記載されている場合には、虚偽記載等の責任を負うものではないとする考え方を明示します。

金融庁 2026年2月20日 <https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.html>

官報告示 令和8年2月20日(本紙 第1651号) <https://www.kanpo.go.jp/20260220/20260220h01651/20260220h016510004f.html>

【新聞等報道】

- 金融庁、内閣府令改正。SSBJ基準義務を正式導入。人的資本開示の項目追加も(20260223 Sustainable Japan)

金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告

- | 背景・課題 | <ul style="list-style-type: none"> 企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要であり、国際的にも2023年6月にサステナビリティ開示基準(ISSB基準)が開発されている。また、2025年3月、日本におけるサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)が開発されている。 日本では上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示が義務付けられているものの、比較可能性、有用性を向上させる必要があり、また、第三者保証が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要がある。 |
|---------|--|
| 開示基準の適用 | <ul style="list-style-type: none"> グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。 SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り適用開始する。 <ul style="list-style-type: none"> i. 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期 ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期 iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期 (注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
 (注2) 「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。 経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間とする。 |
| 保証 | <ul style="list-style-type: none"> 開示基準の適用義務化の開始時期の翌年から保証を義務付ける。 保証範囲は当初2年間は限定(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)。保証業務実施者を登録制(法人)とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能とする。 |



PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)

2025年7月に公表した「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」以降の論点を整理したもの。株式時価総額1兆円以上の企業の開示時期は決定済みで、この報告書では株式時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業のSSBJ基準の適用開始時期を2029年3月期とし、第三者保証の導入時期はその翌年(2030年3月期)とする。有価証券報告書の提出期限は、事業年度経過後3月以内とする現行制度を維持することが適当であること、第三者保証制度に関しては、監査法人であるかどうかにかかわらず保証業務実施者とする。公認会計士資格を有する者に限定する必要があること、保証水準は限定的保証とし合理的保証への移行の検討は行わないことが適当であること、などが提言されている。

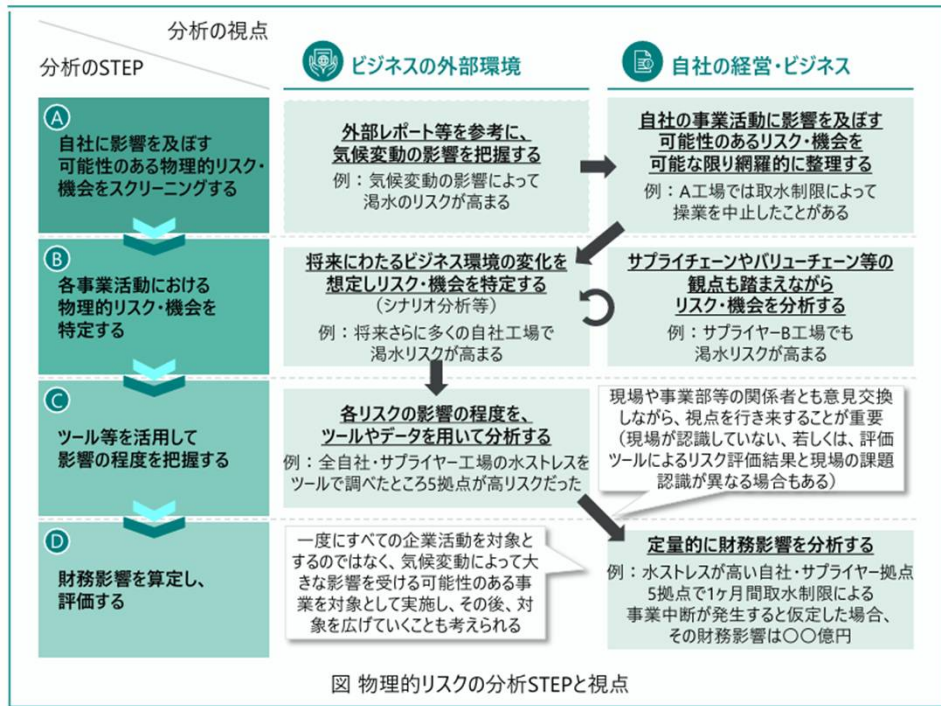
PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)

金融庁は2月20日、有価証券報告書へのサステナビリティ情報記載義務付けの告示を行いました。これにより、東京証券取引所プライム市場に上場する企業で、3月31日に事業年度が終了する時点で時価総額3兆円以上の企業は2027年度の有価証券報告書から、SSBJ基準に従ったサステナビリティ情報の記載が義務付けられました。順次、1兆円以上の企業は2028年度の、5,000万円以上の企業は2029年度の有価証券報告書から義務付けられます。ただし、2年間は、サステナビリティ情報を有価証券報告書に記載せず、半年以内に訂正報告書として提出すること(二段階開示)が可能。SSBJ基準適用に伴い追加で開示が必要となるのは、SSBJ基準適用に適用している旨、二段階開示やSSBJ基準上の経過措置の適用状況、将来情報やScope3温室効果ガス排出量についての社内の開示手続の記載などです。時価総額5,000万円未満の企業に対する義務付けについては未定です。

気候変動の物理的リスク評価の手引き

—気候変動適応で企業価値を高める— (2025年度版)

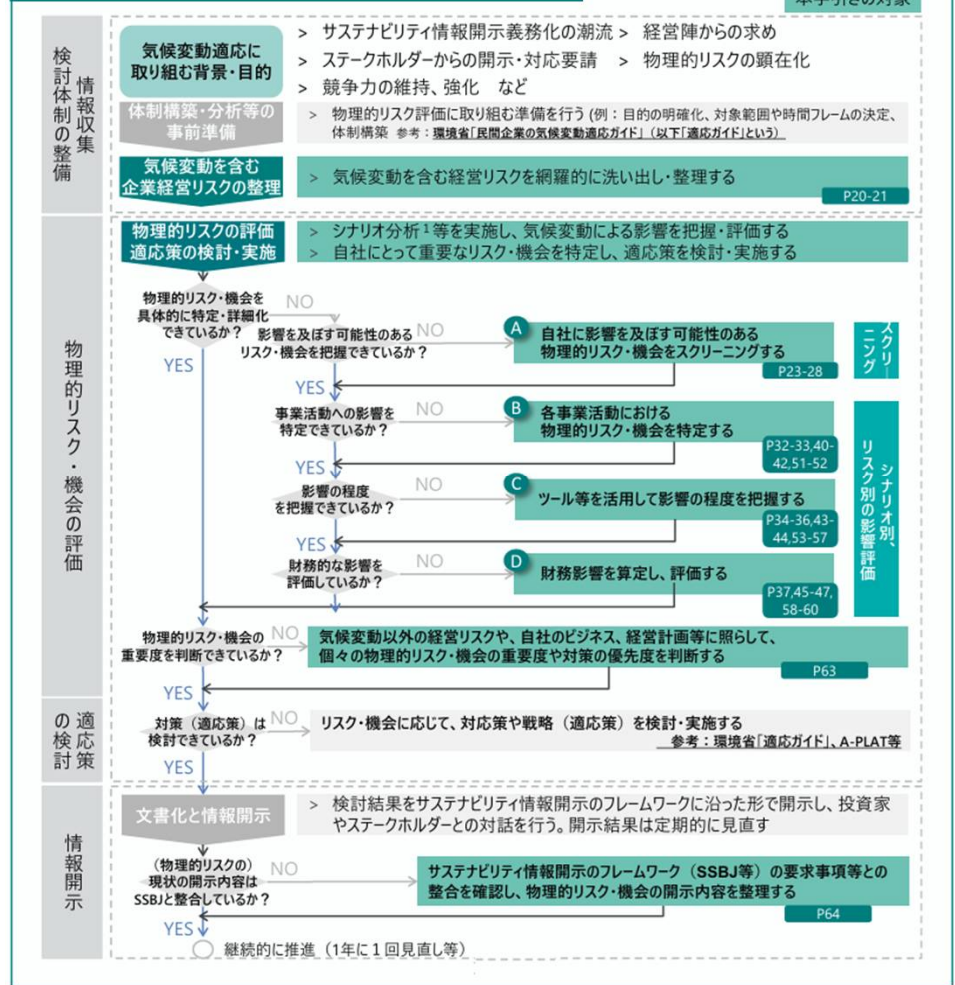
- 環境省は、「気候変動の物理的リスク評価の手引き—気候変動適応で企業価値を高める— (2025年度版)」を公表しました。
- 本手引きは、主にISSB/SSBJにおける気候変動の物理的リスクの開示や気候変動適応に取り組む企業の実務担当者等を対象として作成しました。
- 気候変動の物理的リスク評価や気候変動適応の必要性を知っていただき、取り組む上で参考となる手法やツール・データを紹介しています。是非ご活用ください。



PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

環境省は3月26日、「気候変動の物理的リスク評価の手引き」を公開しました。これは、ISSB/SSBJに対応した気候変動の物理的リスクの開示や気候変動適応に取り組む企業の実務担当者などを対象として作成したもので、気候変動の物理的リスクの評価方法および分析ツールを紹介しています。代表的な物理的リスクである水ストレス、原材料調達、暑熱および洪水の4項目では具体的に例示しています。「第1章 気候変動適応の重要性」は、気候変動の物理的リスク評価や気候変動適応の必要性を知るための記載で、現時点での気候変動のまとめとしても有用です。

2.1 気候変動の物理的リスク評価のフロー



環境表示ガイドライン【令和8年3月版】

【5つの基本項目】

① あいまいな表現や環境主張は行わないこと

✖ 単独で使用できない表現

環境に安全
環境にやさしい
地球にやさしい
無公害
グリーン
自然にやさしい
オゾンにやさしい
持続可能
〇〇を含まない など



○ 望ましい表現例

製品本体に
再生プラスチック70%使用
年間消費電力量を約5%削減
※当社従来品▲▲と比較
カーボンフットプリント
XX kg-CO2e
牛乳1Lあたり
測定対象は 原材料調達～廃棄・
リサイクル ▼測定報告書はこちら



② 環境主張の内容に説明文を付けること

○×社はプラスチック削減に取り組んでいます



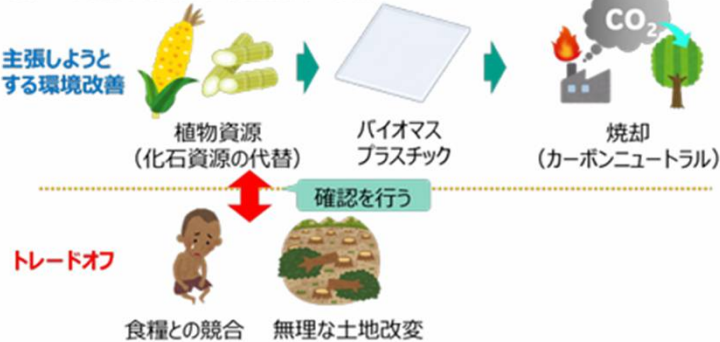
説明文を付けるよ
比較可能で、比較対象が明確
主張部分が明確
従来の高品質ボトル（キヤップ、フパル瓶）のプラスチック重量を5g減らし、再生材料を70%以上配合しました
製品又は包装中の重量比
※変動する場合は以上と記すも可

【合理的な根拠（例）】
試験成績書
サファイア証明書
（原料証明書、物品書などの
学術文献）

③ 製品のライフサイクル全体を考慮すること

主張しようとする環境改善が、重大なトレードオフをもたらさないか確認することが望ましいです。
※これは必ずしもライフサイクルアセスメントを実施するものであるという意味ではない。

例) バイオマスプラスチックの使用とトレードオフ



- 近年のネット・ゼロへの対応やグリーン製品の市場拡大に向けた動きを背景に、国内外においてグリーンウォッシュ対応に対する社会的な関心が高まっています。グリーン製品や取組を我が国の企業が萎縮することなく、国内外に訴求し、グリーンな経済システムの構築に資するよう、適切な環境情報の提供方法について検討する必要があります。
- このため環境省では、事業者等による適切な環境表示が促進されるよう「環境表示ガイドライン」（平成25年3月）の改定を念頭に適切な環境表示に関する方策について検討会を設けて検討を行い、その議論を踏まえた「環境表示ガイドライン」の改定案について広く国民の皆様から意見募集を行いました。これを踏まえ、「環境表示ガイドライン」を改定いたしましたので、公表いたします。
- 今回の改定の特徴としては、5つの基本項目の見直しや解説へのイラストの追加、グリーンウォッシュ対策の国際的動向等を参考情報（別冊）に拡充するといった対応を実施しました。

④ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること

消費者等が、環境主張を裏付けるデータや評価方法に、容易にアクセスできることが重要です。



業界初！
包装の約10%にバイオマス原料を使用



2025年10月1日現在
国内で販売されている豆腐
において、
当社調査による、
バイオマス度は14C法に
よるバイオマス炭素含有
率を測定

⑤ 製品又は工程における比較主張は LCA 評価、数値等により適切になされていること

百分率（%）か絶対値で比較し、製品の改善と包装の改善は別個に主張します。



プラスチック使用量を減らしました
（削減量：本体10g、包装5g）
※当社従来品▲▲と比較



カーボンフットプリントを前機種より
約25%削減しました
カーボンフットプリント
XX kg-CO2e
1製品あたり
測定対象は 原材料調達～廃棄・
リサイクル ▼測定報告書はこちら

「表示」とは

景品表示法が規定する「事業者が商品又は役務を購入してもらうために、その内容や取引条件等について、消費者に知らせる広告や表示全般」

「環境表示」とは

説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張。「環境ラベル」及び「宣言」が含まれる
「環境表示ガイドライン」の適用範囲は

景品表示法の対象となる環境表示に加え、商品又は役務の取引に直接的な関係のない環境表示（事業活動、イメージ広告、企業姿勢等）も適用範囲に含む

【新聞等報道】

- グリーン・ウォッシュに対応 製品ライフサイクルの全側面考慮を 環境省、環境表示ガイドラインを改定（20260408環境新聞）

PIEMS-Lab解釈（Web未掲載）

環境省は4月1日に「環境表示ガイドライン【令和8年3月版】」を公表しました。本ガイドラインは2008年1月に初版が発行され、2009年11月には事例などが拡充され、2013年3月に改定されています。今回の3回目の改定では、主にグリーン・ウォッシュ対策の国際的動向等を踏まえて行われ、自己宣言による環境主張を行う事業者等に対する基本項目に「製品のライフサイクルにおける、関連する側面のすべてを考慮すること」が独立した新項目となり、「環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能」に「情報にアクセスが可能であること」が追加されています。

自然関連財務情報開示におけるリスク・機会の把握支援ツールの整備について —優先対象分野別自然関連リスク・機会ロングリスト及びバリューチェーンマップ—

1. 環境省では、企業がTNFD(※1)等の自然関連財務情報開示において、事業活動と自然との接点を踏まえたリスク・機会の洗い出しや情報把握に活用可能な支援ツールとして、自然関連リスク・機会ロングリスト及びバリューチェーンマップを作成しました。
2. 本ツールは、生物多様性への依存度・影響度が高く我が国における産業規模の大きい優先対象分野別(※2)に作成しており、企業における自然関連リスク・機会の分析プロセスの省力化を図るとともに、各社特有の地域性分析や対応策の検討等、より付加価値の高い検討への注力を促すことを目的としています。
3. 本ツールは、2025年度にネイチャーポジティブ経済研究会の下に設置した「優先対象分野に関するコアメンバー会議」において検討を重ねたほか、TNFDフォーラム加盟団体・企業等への意見照会も経て、作成したものです。

リスク/機会及び対応策の整理に引用した文書等①

- TNFDやWBCSD等が発行するセクター別のガイダンスを参照し、各分野におけるグローバル共通のリスク・機会を特定。
- また、日本はアジアモンスーン地域に位置しており、**地域性を踏まえた検討が重要**であるため、**日本企業のTNFDレポートを参照し、日本企業視点のリスク・機会や対応策についても特定。**

組織・団体	資料	抽出方針
日本企業 ^{※1}	各社によるTNFD関連の分析・開示結果	①依存・影響、リスクの特定：各企業のTNFDレポートの「戦略」等より抽出 ②対応策（機会）：各企業のTNFDレポートの「戦略」等より抽出
TNFD ^{※2}	セクター別ガイダンス	①依存・影響、リスクの特定：各ガイダンスの「Examples of risks and opportunities」等より抽出 ②対応策（機会）：各ガイダンスの「Example response actions」等より抽出
WBCSD ^{※2}	セクター別ロードマップ	①依存・影響、リスクの特定：各ガイダンスの「Risk and opportunity matrix」等より抽出 ②対応策（機会）：各ガイダンスの「Priority actions matrix」等より抽出
環境省（関係省庁）	過年度NPE研究会・意見交換会の検討結果	全体検討に当たって、NPE移行戦略「ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた課題と対応～関係省庁の施策によるバックアップ～」等を参照

※1 2024年12月時点でTNFD関連開示を公表しているearly adoptersの日本企業を調査対象として設定
※2 ロングリスト及びVCマップ作成開始時点で策定・公表されていた優先対象分野に関するガイダンス等が対象（ドラフト版等は対象外）

10

リスク/機会及び対応策の整理に引用した文書等②

- 各分野におけるグローバル共通のリスク・機会の特定にあたり参照した各ガイダンスは下表のとおり。ロングリストにおける「**セクター中分類**」は**下表のどのセクターガイダンスからリスク・機会を抜粋しているかどうかで機械的に割り当て**ている。
- 他方で、「セクター大分類」（＝優先対象分野）全体に関連すると考えられるリスク・機会については「**全般**」という「セクター中分類」としているため、**下表のガイダンスに直接関連しないセクター（例：電機・電子、自動車等）においてもご利用いただきたい。**

セクター大分類 ^{※1} （＝優先対象分野）	セクター中分類 ^{※2}	関連ガイダンス
食料・農林水産関連分野	農業	TNFD Additional sector guidance – Food and agriculture WBCSD Additional sector guidance – Beverages TNFD Roadmap to Nature Positive: Foundations for the agri-food system – row crop commodities subsector TNFD Additional sector guidance – Forestry, pulp and paper
	林業	WBCSD Forest Sector Nature-Positive Roadmap
	水産業	TNFD Additional sector guidance – Aquaculture
建設・インフラ関連分野	—	TNFD Additional sector guidance – Engineering, construction and real estate WBCSD Additional sector guidance – Construction materials WBCSD The Roadmap to Nature Positive: Foundations for the built environment system
	化学	TNFD Additional sector guidance – Chemicals
製造関連分野	バイオテクノロジー・医薬品	TNFD Additional sector guidance – Biotechnology and pharmaceuticals
	アパレル	TNFD Additional sector guidance – Apparel, accessories and footwear

※1：ISIC（世界標準産業分類）のSectionを日本の経済活動分類に紐づけている。ロングリストにてセクター分類によってフィルタリング可能
※2：各関連ガイダンスの名称等を踏まえ文書を定義。ロングリストにてセクター分類によってフィルタリング可能

11

「ロングリスト及びVCマップの概要及びご利用にあたって」 <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/npeplatform/assets/data/02-Longlist-and-vcmap-terms-of-use.pdf>

PIEMS-Lab解釈（Web未掲載）

TNFDなどの自然関連財務情報開示の取組みでは、自社のマテリアルな自然への依存とインパクトを特定し、これに基づいて自然関連のリスクと機会を特定するステップを踏みます。この特定のためには、担当者・部署がTNFDやWBCSDなどが発行するガイダンスから自社に関連するものを精査し、そこに記載されているリスクと機会を抽出し、日本語に訳して整理するプロセス踏みます。そのうえで、経営層を含めて社内で検討し、マテリアルな開示すべきリスクと機会を特定します。環境省が2023年度から実施した自然関連財務情報開示のためのワークショップの実績から、社内で検討するまでプロセスで多くの時間と労力を要することが課題であることが把握できたことから、「**優先対象分野別自然関連リスク・機会ロングリスト及びバリューチェーンマップ**」（以下「本ツール」）をWebで公開しました。

生物多様性への依存度・影響度が高く、産業規模の大きい優先対象分野を対象に、直接操業およびバリューチェーンにおけるリスクと機会を、TNFDのセクター別ガイダンス、WBCSDのセクター別ロードマップ、日本企業のTNFD関連の分析・開示結果およびワークショップの実績などを基に表示します。優先対象分野は、食料・農林水産関連分野（農林水産業、宿泊・飲食サービス業）、建設・インフラ関連分野（建設業、不動産業、鉱業）、製造関連分野（製造業、鉱業）です。製造業では、化学、バイオテクノロジー・医薬品およびアパレルのみを対象としています。

世界経済フォーラム グローバルリスク報告書2026年版

■2026年のリスク トップ5

- 1) 地経学的対立
- 2) 国家による武力紛争
- 3) 異常気象
- 4) 社会の二極化
- 5) 誤情報と偽情報

■今後2年間のグローバルリスク トップ5

- 1) 地経学的対立
- 2) 誤情報と偽情報
- 3) 社会の二極化
- 4) 異常気象
- 5) 国家による武力紛争

■今後10年間のグローバルリスク トップ5

- 1) 異常気象
- 2) 生物多様性の喪失と生態系の崩壊
- 3) 地球システムの危機的变化
- 4) 誤情報と偽情報
- 5) AI技術の悪影響

PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

世界経済フォーラムが1月18日、『グローバルリスク報告書2026年版』を公表しました。2026年の最大のリスクに「地経学上の対立」が浮上し、「国家間武力紛争」、「異常気象」、「社会の二極化」、「誤報と偽情報」が続いています。今後2年間のリスクでも「地経学上の対立」がトップで、「社会の二極化」と「国家間武力紛争」がトップ5に入っています。一方、今後10年間では、「異常気象」、「生物多様性の喪失」、「地球システムの危機」がトップ3を占めています。短期的には、政治的な課題ですが、長期的には環境問題が深刻なリスクとして認識されています。

<参考サイト>

<報告書発表> グローバルリスク報告書2026年版 新たな競争の時代に高まる地政学的、経済的リスク
<https://jp.weforum.org/press/2026/01/global-risks-report-2026-geopolitical-and-economic-risks-rise-in-new-age-of-competition-a60503c4e0/>
 国際農研「1419. グローバルリスク2026」 <https://www.jircas.go.jp/ja/program/proc/blog/20260119>

【新聞報道】

- 世界経済フォーラム、グローバルリスク2026。異常気象1位。短期的には経済リスク増大 (20260116 【Sustainable Japan】メールマガジン)

FIGURE 2 Current Global Risk Landscape

Please select one risk that you believe is most likely to present a material crisis on a global scale in 2026.

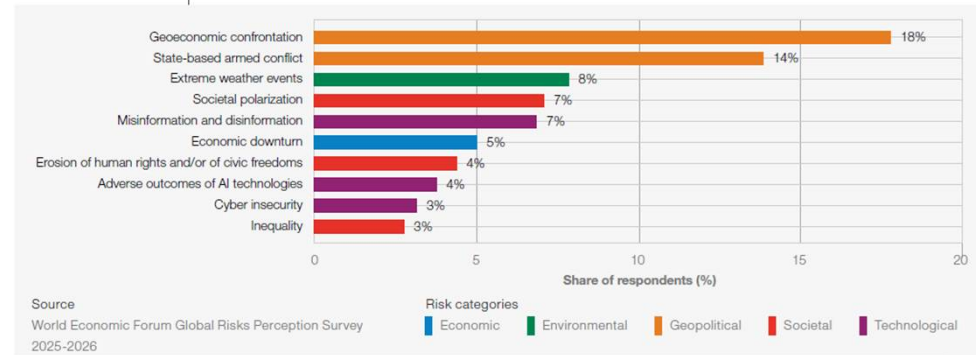
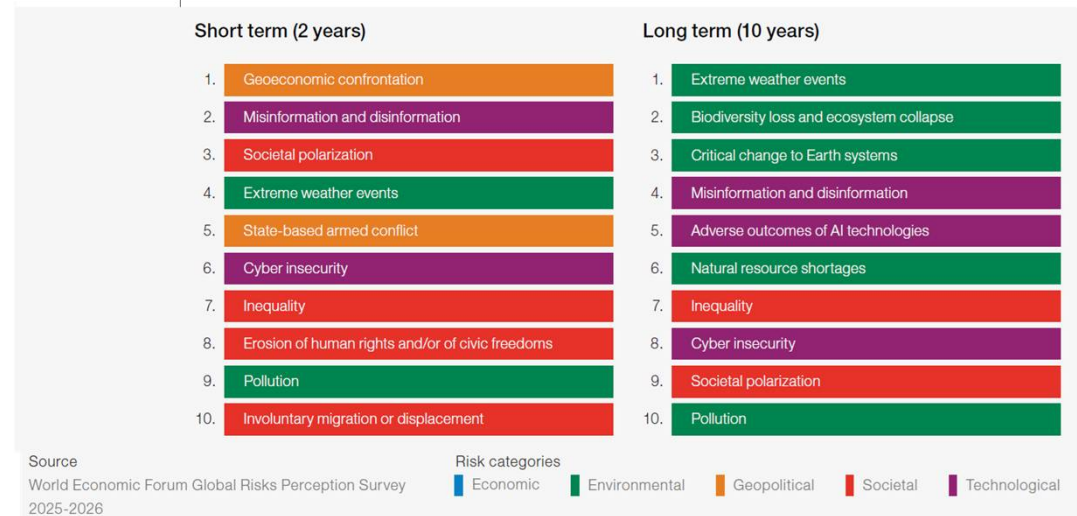


FIGURE 3 Global risks ranked by severity, short term (2 years) and long term (10 years)

Please estimate the likely impact (severity) of the following risks over a 2-year and 10-year period.



ISO 14001 改訂

改訂の目的

- 2020年に改訂された附属書SLに適合させる
- 要求事項の背後にある意図を明確にする
 - ⇒ 新しい要求事項を追加することなく、現在の要求事項を言い換えたり、注釈を追加したりする。附属書Aのガイダンスを強化。
- 移行期間は3年間の予定
- 適合性評価機関・認定機関等に対する研修は、2026年度に確立される予定

PIEMS-Lab解釈 (Web未掲載)

ISO 14001に関して、1月5日にFDIS (最終国際規格案) が発行されました。

今回の改定は、附属書SLに適合させること、および要求事項の背後にある意図を明確にすることが目的にあります。このため、新たな要求事項はなく、現在の要求事項の言い換え、注釈の追加、附属書Aの説明の充実を行っています。ただし、新たに箇条6.3「変更管理」が加わりました。これは附属書SLへの適合の観点から追加されましたが、内容自体は附属書Aには含まれていたため、新規要求事項ではない扱いです。

「附属書SL」とは、ISOが開発するマネジメントシステムの骨格を統一するために、2012年にISOが策定した「ISO MSSの上位構造、共通テキスト(要求事項)及び共通用語・定義」で、これ以降に開発するマネジメントシステムは、分野特有の要求事項の追加は可能であるものの、原則附属書SLに従う必要があります。また、附属書SLのAppendix 2「調和させる構造 (harmonized structure / 共通の箇条番号、箇条タイトル、テキスト並びに共通用語及び中核となる定義)」とも整合させる必要もあります。

3月までの投票期間を経て、4月に改訂規格が発行する予定です。JIS Q 14001:2026は7月頃に発行される見込みです。

改訂規格への移行期間は3年間といわれています。

箇条	変更内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> • 「文書化された情報の管理の表現変更 (維持する→利用可能) • 「順守義務を満たす」の表現変更、(fulfil compliance obligation → meet compliance obligation)
4.1	<ul style="list-style-type: none"> • 「汚染レベル、天然資源の利用可能性、生物多様性又は生態系の健全性」追加
4.2	<ul style="list-style-type: none"> • 4.1と同様に多様な環境状態を例示
4.3	<ul style="list-style-type: none"> • 箇条e)で、ライフスタイル視点での考慮を追加 • 「適用範囲の中にある組織のすべての活動、製品及びサービスは、環境マネジメントシステムに含まれていなければならない」(need to be includedからshall be included)に変更
5.1	<ul style="list-style-type: none"> • A.5.1で、トップマネジメントの実施事項に、「組織文化醸成等」を追加
6.1.1	<ul style="list-style-type: none"> • リスクと機会の決定が箇条6.1.4として独立 • 潜在的な緊急事態の決定が箇条6.1.2へ移動 • 附属書A.6.1.1に解説を記載
6.1.2	<ul style="list-style-type: none"> • ライフスタイルの視点を説明する注記を追加 • 附属書SLに沿った表現の変更 (数か所)
6.1.4	<ul style="list-style-type: none"> • 6.1.1に含まれていた「リスク及び機会」の決定が独立 • 附属書A.6.1.4.を新規に作成
6.3	<ul style="list-style-type: none"> • 新設箇条 • 2015年版附属書A.1と附属書SLを合体
7.4	<ul style="list-style-type: none"> • 附属書A.7.4で解説を充実
8.1	<ul style="list-style-type: none"> • 附属書SLに従った変更 (外部委託した→外部から提供されるプロセス、製品またはサービス)
9.1.1	<ul style="list-style-type: none"> • マネジメントシステム共通構造との整合の観点から「環境パフォーマンスを監視し、測定し、分析し、評価しなければならない」が「環境パフォーマンス及び環境マネジメントシステムの有効性を評価しなければならない」に変更
9.2.2	<ul style="list-style-type: none"> • 附属書SLに従い、「監査目的」の明確化が追加 • 「監査プログラム」の文書化が追加
9.3.2	<ul style="list-style-type: none"> • 附属書SLに従い、「考慮事項」が「インプット」に変更
9.3.3	<ul style="list-style-type: none"> • 附属書SLに従い、「アウトプット」が「結果」に変更
10.	<ul style="list-style-type: none"> • 「10.1 一般」と「10.3 継続的改善」が合体して「10.1 継続的改善」に変更

公害関連

環境省報道発表

- 廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可（令和6年）について（[環境省報道発表2026年01月16日](#)）
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況（令和6年）について（[環境省報道発表2026年01月16日](#)）
- 令和6年度における浄化槽の設置状況等について（[環境省報道発表2026年02月20日](#)）
- 令和6年度振動規制法等施行状況調査の結果について（[環境省報道発表2026年02月27日](#)） ppt作成
- 令和6年度騒音規制法等施行状況調査の結果について（[環境省報道発表2026年02月27日](#)） ppt作成
- 令和6年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について（[環境省報道発表2026年02月27日](#)） ppt作成
- フロン排出抑制法に基づく報告情報の集計結果（令和6年度分）を公表します（[環境省報道発表2026年02月27日](#)）
 - フロン類の算定漏洩量 24年度は2%増の計223万トン 最多は東ソーの9.4万トン（20260304環境新聞）
- 令和6年度PRTRデータの概要等について－第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果等－（[環境省報道発表2026年02月27日](#)） ppt作成
- 令和6年度水質汚濁防止法等の施行状況について（[環境省報道発表2026年03月3日](#)） ppt作成
- 令和6年度公共用水域水質測定結果及び地下水質測定結果について（[環境省報道発表2026年03月27日](#)）
- 一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和6年度）について（[環境省報道発表2026年03月27日](#)）
- 産業廃棄物の排出及び処理状況等（令和5年度実績）について（[環境省報道発表2026年03月27日](#)）

情報サイトから

- 光化学オキシダントの環境基準改正（官報20260130） ppt作成

「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（第一次答申）」について

令和7年5月22日（木）から同年10月28日（火）にかけて、中央環境審議会大気・騒音振動部会大気汚染物質小委員会において、光化学オキシダントの環境基準見直しについて検討・審議が行われ、令和7年12月11日（木）に、中央環境審議会会長から「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（第一次答申）」が環境大臣へ【別紙1】（引用省略）のとおり答申されました。

(1) 答申の内容（一部抜粋）

- 令和7年3月25日付け諮問第630号により中央環境審議会に対してなされた「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（諮問）」については、別紙のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。
- これに基づき、光化学オキシダントに係る新たな環境基準は別表のとおりとすることが適当である。

物質	環境上の条件	測定方法
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。	紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(2) 答申別紙「中央環境審議会大気・騒音振動部会大気汚染物質小委員会報告」の概要

- 昭和48年、健康影響の知見に基づき「1時間値が0.06ppm以下であること。」と設定された光化学オキシダントに係る環境基準では、告示に先立って中央公害対策審議会よりなされた答申において、健康影響の他、植物被害等生活環境に及ぼす影響などについての調査研究の推進等の課題が示され、様々な研究が進められてきた。
- 今回の再評価において、短期曝露による健康影響評価にあたっては、濃度等がコントロールされている人志願者実験から候補値を導出し、その値をさらに疫学知見と比較して検討した。その結果、1時間値0.12ppmと8時間値0.07ppmの2つが導出された。それぞれについて常時監視のデータに基づいて検討したところ、8時間値を達成することで1時間値も満たせることから、8時間値のみとすることが適切とした。
- 長期曝露による健康影響評価においては疫学知見を収集し、知見ごとの信頼性を評価した上で、日最高8時間値の年平均値0.04ppmを候補とした。また、植物影響については国内知見をとりまとめ、健康影響から導いた日最高8時間値の年平均値0.04ppmで、植物影響についても保護的になると結論づけた。

PIEMS-Lab解釈（Web未掲載）

光化学オキシダントの環境基準が「1時間値が0.06ppm以下であること」（昭和48年決定）から「オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること」に変更されました。光化学オキシダントの原因物質のひとつにVOCがあり、印刷産業はVOCを多量に排出する産業のひとつとして、オフセット輪転印刷機、グラビア印刷機、コーターなどが2004年5月に排出規制の対象となりました。産業界の削減努力により排

出量は大幅に削減しましたが、VOCの環境基準達成率は低いまです。このため、環境省は、2022年3月から2024年4月にかけて開催した検討会で、光化学オキシダントのヒトの健康と植物への影響に関する知見をとりまとめました。さらに、2024年度から検討会を立ち上げて定量結果をまとめ、今回の環境基準の見直しとなりました。VOCと光化学オキシダント発生の因果関係は解明されてないため、産業界への対策の強化とはならないと考えます（印刷産業界の取組みはこちら）。

環境省報道発表 2025年12月12日（金） https://www.env.go.jp/press/press_02074.html

令和6年度振動規制法等施行状況調査の結果

(1) 振動に係る苦情の件数

- 振動に係る苦情の件数は、令和6年度は4,508件（前年度4,267件）であり、前年度に比べ241件（前年度比5.6%）増加しました。
- 苦情件数を発生源別にみると、建設作業が3,268件（全体の72.5%）と最も多く、次いで工場・事業場718件（同15.9%）、道路交通256件（同5.7%）、鉄道28件（同0.6%）の順でした。

(2) 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

- 振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和6年度末時点で、全国の市区町村数の72.1%に当たる1,256市区町村（前年度と同じ）でした。
- 同法に基づき届出のあった規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和6年度末時点で、全国で128,101件（前年度128,558件）でした。また、同法に基づき令和6年度に届出のあった規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、55,076件（同52,255件）でした。

(3) 振動規制法に基づく措置の状況

- 令和6年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は72件（前年度69件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は35件（同39件）、報告の徴収は10件（同5件）、振動の測定は15件（同14件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは1件（同2件）でした。また、行政指導は29件（同37件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令は0件（同0件）でした。
- 指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は683件（同594件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は415件（同373件）、報告の徴収は96件（同54件）、振動の測定は66件（同60件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは1件（同6件）でした。また、行政指導は420件（同403件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令は0件（同0件）でした。

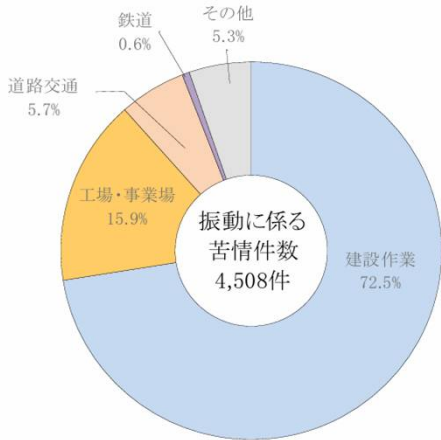


図2 苦情件数の発生源別内訳（令和6年度）

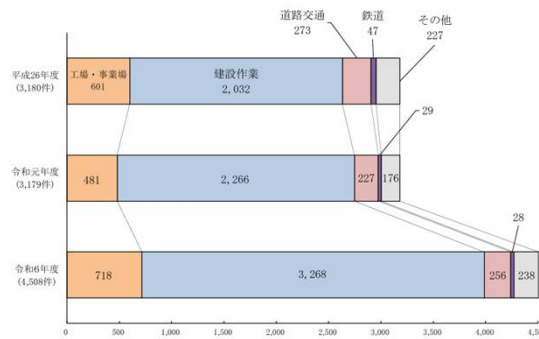


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

表5 法に基づく届出件数（令和6年度末現在）

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	割合	特定施設	総数	割合
金属加工機械	37,449	29.2%	金属加工機械	264,955	30.7%
圧縮機	49,842	38.9%	圧縮機	235,657	27.3%
土石用破碎機等	4,447	3.5%	土石用破碎機等	21,012	2.4%
織機	15,826	12.4%	織機	229,686	26.6%
コンクリートブロッカマシン等	735	0.6%	コンクリートブロッカマシン等	2,122	0.2%
木材加工機械	2,237	1.7%	木材加工機械	4,431	0.5%
印刷機械	8,971	7.0%	印刷機械	33,158	3.8%
ロール機	669	0.5%	ロール機	3,521	0.4%
合成樹脂用射出成形機	6,817	5.3%	合成樹脂用射出成形機	63,803	7.4%
鋳造型機	1,108	0.9%	鋳造型機	6,011	0.7%
計	128,101	100%	計	864,356	100%

令和6年度騒音規制法等施行状況調査の結果

(1) 騒音に係る環境基準の達成状況

- 騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和6年度末において、全国の市区町村数の71.3%に当たる1,241市区町村（前年度と同じ）でした。
- 令和6年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は287市区町村（前年度292市区町村）であり、全測定地点2,315地点（同2,297地点）のうち、90.3%（同90.0%）に当たる2,091地点（同2,067地点）で環境基準が達成されていました。

(2) 騒音に係る苦情の件数

- 騒音に係る苦情の件数は、令和6年度は19,886件（前年度19,890件）であり、前年度に比べて横ばいで4件（前年度比0.02%）減少しました。
- 苦情件数を発生源別にみると、建設作業が8,166件（全体の41.1%）と最も多く、次いで工場・事業場が4,723件（同23.8%）、営業が1,848件（同9.3%）の順でした。

(3) 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

- 騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和6年度末時点で、全国の市区町村数の76.4%に当たる1,330市区町村（前年度と同じ）でした。
- 同法に基づき届出のあった規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和6年度末時点で、全国で208,559件（前年度212,455件）でした。また、同法に基づき令和6年度に届出のあった規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、93,938件（同91,026件）でした。

(4) 騒音規制法に基づく措置の状況

- 令和6年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は430件（前年度490件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく立入検査は208件（同239件）、報告の徴収は52件（同75件）、騒音の測定は95件（同96件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは40件（同43件）でした。また、行政指導は221件（同266件）、同法に基づく改善勧告は0件（同0件）、改善命令は0件（同1件）でした。
- 指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は1,879件（同1,739件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく立入検査は1,116件（同1,009件）、報告の徴収は243件（同260件）、騒音の測定は220件（同176件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは42件（同58件）でした。また、行政指導は1,157件（同1,112件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令は0件（同0件）でした。

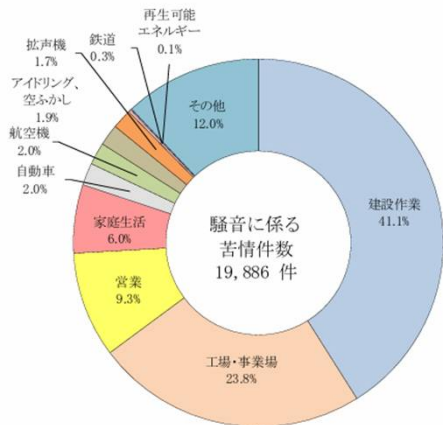


図3 苦情件数の発生源別内訳（令和6年度）

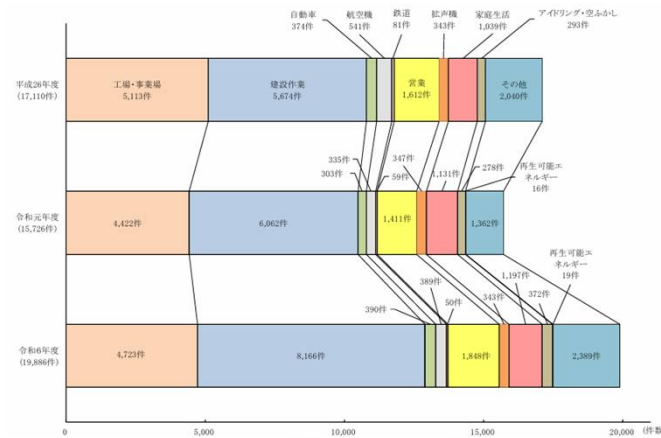


図4 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

表8 法に基づく届出件数(令和6年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	割合	特定施設	総数	割合
金属加工機械	41,447	19.9%	金属加工機械	273,166	17.4%
空気圧縮機等	97,081	46.5%	空気圧縮機等	773,741	49.2%
土石用破砕機等	5,108	2.4%	土石用破砕機等	27,188	1.7%
織機	18,960	9.1%	織機	300,335	19.1%
建設用資材製造機械	2,949	1.4%	建設用資材製造機械	4,735	0.3%
穀物用製粉機	543	0.3%	穀物用製粉機	3,374	0.2%
木材加工機械	17,081	8.2%	木材加工機械	54,148	3.4%
抄紙機	706	0.3%	抄紙機	2,362	0.2%
印刷機械	15,732	7.5%	印刷機械	60,517	3.8%
合成樹脂用射出成形機	8,011	3.8%	合成樹脂用射出成形機	67,598	4.3%
鋳造型機	941	0.5%	鋳造型機	6,451	0.4%
計	208,559	100%	計	1,573,615	100%

令和6年度悪臭防止法等施行状況調査の結果

(1) 悪臭に係る苦情の件数

- ・ 悪臭に係る苦情の件数は、令和6年度は11,076件（前年度11,735件）であり、前年度に比べ659件（前年度比5.6%）減少しました。
- ・ 苦情の内訳をみると、野外焼却が2,439件（全体の22.0%）と最も多く、次いでサービス業・その他1,908件（同17.2%）、個人住宅・アパート・寮1,448件（同13.1%）の順でした。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

- ・ 悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和6年度末時点で、全国の市区町村数の75.7%に当たる1,318市区町村（前年度1,317市区町村）でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

- ・ 平成8年に創設された臭気判定士の令和6年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,248名（前年度3,352名）でした。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

- ・ 令和6年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は4,087件（前年度4,171件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は708件（同870件）、報告の徴収は155件（同230件）、悪臭の測定は48件（同58件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは9件（同25件）でした。また、行政指導は615件（同763件）、同法に基づく改善勧告は5件（同7件）、改善命令は1件（同0件）でした。

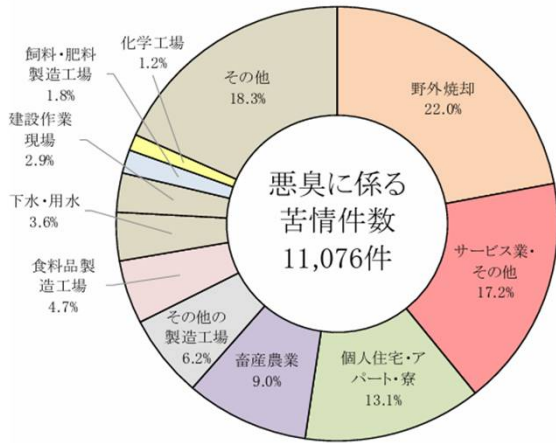


図2 苦情件数の発生源別内訳（令和6年度）

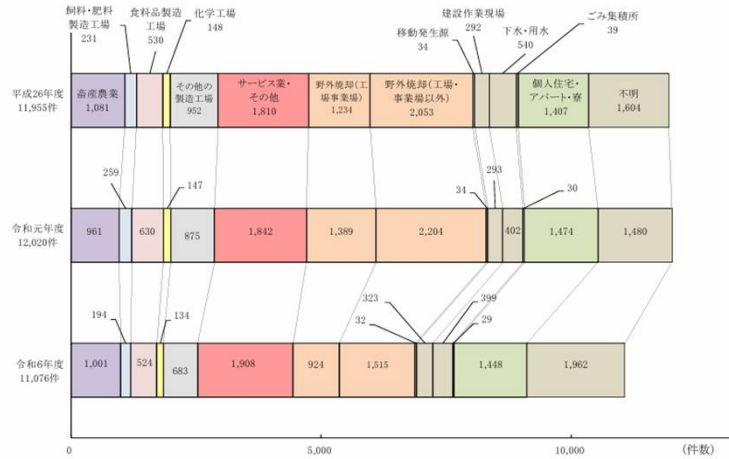


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数（令和6年度）

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	4,087 (36.9%)	1,281 (11.6%)	5,368 (48.5%)
工場・事業場以外	4,250 (38.4%)	1,458 (13.2%)	5,708 (51.5%)
合計	8,337 (75.3%)	2,739 (24.7%)	11,076 (100.0%)

表5 悪臭防止法に基づく措置等の状況

	令和5年度	令和6年度
立入検査	870	708
報告の徴収	230	155
測定	58	48
（うち基準超過）	25	9
改善勧告	7	5
改善命令	0	1
行政指導	763	615

注）苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

令和6年度PRTRデータの概要等について

—化学物質の排出量・移動量の集計結果等—

全業種

届出排出量・移動量

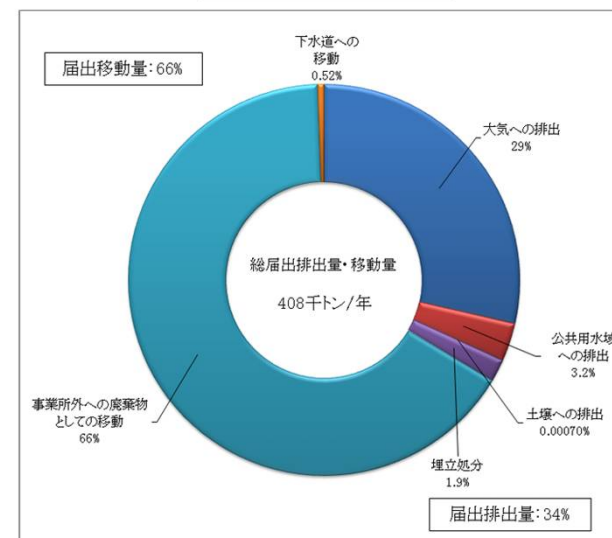
- 令和6年度の排出量・移動量の届出は、全国32,208の事業所から行われ、届出排出量は約137千トン、移動量は約271千トンでした。
- このうち、届出対象物質の見直し前後で継続して指定されている物質（以下「継続物質」という。）については、届出排出量は約119千トン、移動量は約221千トンであり、
- ともに、前年度から減少しました。

環境省報道発表 2026年02月27日(金) https://www.env.go.jp/press/press_02892.html

以下は、経済産業省「令和6年度PRTRデータの概要 — 化学物質の排出量・移動量の集計結果 —」から抜粋

全国	
届出事業所数 (表2-1：業種別にみた届出状況)	32,208
届出物質種類数届出事業所数 (表2-1：業種別にみた届出状況)	488
届出排出量・移動量の上位3物質 (表2-3：対象化学物質の届出排出量・移動量の上位10物質)	300トルエン77,405t(19.0%) 412 マンガン及びその化合物65,237t(16.0%) 87クロム及び三価クロム化合物26,495t(6.5%)
届出排出量上位3物質 (表2-4：対象化学物質の届出排出量の上位10物質)	300トルエン39,119t(28.5%) 80キシレン17,820t(13.0%) 53エチルベンゼン14,604t(10.6%)
大気への届出排出量上位3物質 (表2-5：対象化学物質の大気への届出排出量の上位10物質)	300トルエン39,097t(33.5%) 80キシレン17,817t(15.3%) 53エチルベンゼン14,602t(12.5%)
公共用水域への届出排出量の上位3物質 (表2-6：対象化学物質の公共用水域への届出排出量の上位10物質)	598塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩5,757t(44.7%) 405ほう素化合物1,944t(15.1%) 374ふっ化水素及びその水溶性塩1,825t(14.2%)
下水道への届出移動量の上位3物質 (表2-11：対象化学物質の下水道への届出移動量の上位10物質)	677 テトラメチルアンモニウム=ヒドロキッド 290t(13.6%) 746 N-メチル-2-ピロリドン 286t(13.4%) 598 塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩210t(9.9%)

総届出排出量・移動量の構成



令和6年度PRTRデータの概要等について

—化学物質の排出量・移動量の集計結果等—

印刷業界

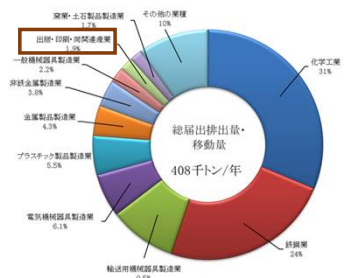


図2-2 届出排出量・移動量上位業種

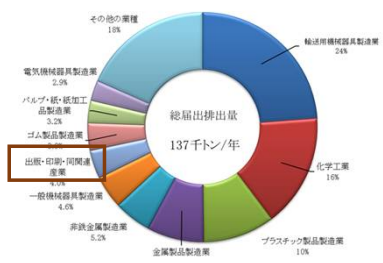


図2-3 届出排出量上位業種 p17

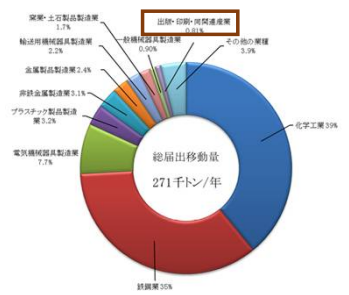


図2-44 届出移動量上位業種 p18

印刷産業の排出量・移動量は日本全体の1.9%であり、排出量のみでは4.0%となり、前年度の令和5年度とほぼ同じでした。
 VOCの観点では、大気排出量の合計は5,451t(トルエン5,171t、キシレン63t、MIBK 51t、トリメチルベンゼン33t、ヘプタン28t、ブチルセルソルブ22t、ヘキサソルブ21t、エチルベンゼン20t、シクロヘキサソルブ13t(10t以上、1t未満省略))でした。大気排出量は昨年度の5,551tから減少し、トルエンの大気排出量も昨年度の5,302tから減少しました。

g パルプ・紙・紙加工品製造業
 木材、その他の植物原料または古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、またはこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される業種
 抄紙繊維物の製造は繊維工業に、研磨紙の製造は窯業・土石製品製造業に、写真感光紙の製造は化学工業に分類される。
 h 出版・印刷・関連産業
 出版業、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される業種

表2-1: トルエンの届出排出量・移動量の上位業種 (p21) キシレンは上位10業種には入っていない。

業種コード	業種名	届出排出量 (トン/年) [A]	届出移動量 (トン/年) [B]	届出排出量・移動量合計 (トン/年) [C]	業種別割合 (%)	届出排出量割合 (%) [A]/[C]	届出移動量割合 (%) [B]/[C]
2000	化学工業	3,438	26,74	30,180	39.0%	11.4	88.6
2200	プラスチック製品製造業	8,450	3,222	11,672	15.1	72.4	27.6
3100	輸送用機械器具製造業	6,888	834	7,722	10.0	89.2	10.8
1900	出版・印刷・関連産業	5,171	1,623	6,794	8.8	76.1	23.9

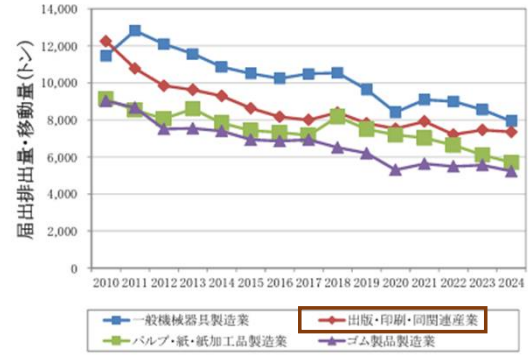
この表では「届出排出量」は5171トンであるが、表2-26(下表)では5,451トンである。この違いは、物質の違いと思われるが、検証はしていない。

出版・印刷・関連産業(業種コード1900) 届出事業所数 286、届出物質種類数 59 (p8)
 h. 出版・印刷・関連産業の届出排出量・移動量の主な状況 (p27)
 ・届出排出量・移動量の上位物質は、表2-26のとおりです。上位3物質がこの業種の届出排出量・移動量全体の93%に当たり、排出量と移動量の比率は、排出量が73%、移動量が27%です。
 ・トルエン、メチルイソブチルケトン(オキシエチレン)は主にグラビア印刷のインキの溶剤等に使用されています。ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)は、洗浄剤や乳化剤としての使用が推定されます。

表2-26: 出版・印刷・関連産業の届出排出量・移動量の主な状況

管理番号	対象物質	届出排出量(トン/年)					届出移動量(トン/年)			届出排出量・移動量合計(トン/年)	当該業種内比率(%)
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道への移動	合計		
300	トルエン	5,171	0	0	0.047	5,171	1,623	0	1,623	6,794	88.8
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	0.001	0	0	0	0.001	208	0	208	208	2.7
737	メチルイソブチルケトン	51	0	0	0	51	66	0	66	118	1.5
上位3物質の合計		5,223	0	0	0.047	5,223	1,897	0	1,897	7,120	93.1
出版・印刷・関連産業の合計		5,451	0.001	0	0.07	5,451	2,198	2.6	2,201	7,652	

印刷関連の物質ごとの届出排出量・移動量は資料編p107～108に記載
 印刷関連の「全国の業種別の届出移動量(廃棄物)及び廃棄物の種類別・処理方法別の届出件数」はp268～269に記載



令和6年度水質汚濁防止法等の施行状況

1. 令和6年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。
2. 令和7年3月末時点における水質汚濁防止法等に基づく特定事業場数は約251,700であり、前年度から約2,500減少しました。
3. また、令和6年度における水質汚濁防止法等に基づく改善命令の件数は10件であり、一時停止命令の件数は0件でした。

印刷産業が関連する主な施設の設置状況を抜粋すると下表のとおりです。

「計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動」は6業種10件、「排水基準違反等」は4業種で8件発生しましたが、印刷業では発生していません。「排水基準違反等」では、水素イオン濃度(pH)2件、生物化学的酸素要求量(BOD)4件、浮遊物質(SS)5件、有害物質8件(Cd、As、P、フェノール、Fe、Zn、窒素含有物、CN各1件)でした。ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)および大腸菌群数では発生がありませんでした。

号番号	業種・施設名	総数	①平均排水量50m ³ /日以上の事業場数			①平均排水量50m ³ /日未満の事業場数			
				②うち有害物質使用特定事業場			②うち有害物質使用特定事業場		
				(水)	(地下浸透分)		(水)	(地下浸透分)	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,327	24	6	--	1,303	137	--
		(瀬)	2	2		--			--
			1,329	26	6	--	1,303	137	--
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,667	1,080	750	--	4,587	1,866	--
		(瀬)	144	139	95	--	5	4	--
			5,811	1,219	845	--	4,592	1,870	--
66	電気めっき施設	(水)	1,510	400	377	--	1,110	944	--
		(瀬)	26	25	22	--	1	1	--
			1,536	425	399	--	1,111	945	--

印刷関連

- 共同印刷グループ、2025年度CDPの気候変動分野において「A-（リーダーシップレベル）」の評価を獲得（20260108共同印刷）
- 取協と電流協、出版流通改革へ向け業界連携で共同宣言を発表（20260122 印刷ジャーナル）
- 取協・電流協 出版業界のデジタル印刷活用に本腰、出版流通改革へ向け業界連携で共同宣言を発表（20260122ニュープリネット）
- 全印工連、印刷業界の新たな源泉「体験価値」について学ぶ（20260126印刷ジャーナル）
- 12月印刷・情報用紙国内出荷、6.3%減で14ヵ月連続のマイナス（20260126印刷ジャーナル）
- 出版科学研究所 2025年出版市場は1.6%減の1兆5,462億円～紙の出版が1兆円を割り込む、電子出版市場は2.7%増（20260128ニュープリネット）
- 帝国データバンク 2025年の倒産件数が3年連続で前年を上回り1万件に迫る、出版・印刷・同関連産業の倒産件数は140社（20260210ニュープリネット）
- 東京製本、事業承継ハンドブックを作成（20260316印刷ジャーナル）
- 東京都製本工業組合 「事業承継ハンドブック」を作成 後継者世代を対象とした経営スキル習得と次世代育成を支援（20260318ニュープリネット）
- 日印産連、「印刷産業環境ビジョン2050」を策定（20260325印刷ジャーナル）
- 日印産連、新規3工場と更新43工場をGP認定（20260330印刷ジャーナル）
- 全印工連CSR、ワンスター2社とツースター1社を新規認定（20260330印刷ジャーナル）